

史料紹介・翻刻

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）と

その作成に関わる史料

川口 洋

はじめに

本稿では、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号：一〇五九）に合綴されている「南會津、北會津、耶麻、大沼、河沼 民度區域調 第一部庶務課」のうち、北會津郡の民度區域調とその作成に関わる史料を紹介・翻刻する。明治中期の北會津郡における社会経済的状況の理解を深めるために、日常生活の諸相、末端消費・最終需要、生産活動、商品流通、労働需要、および人口構造の変容を史料から読み取りたい。

「民度區畫調上申綴」と「東白川、石川、田村、菊田、磐前、磐城、栖葉、行方、標葉、宇多 民度區域調 第一部庶務課」（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号：一

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

一〇五八）に合綴されている各郡長から福島縣に進達された民度區域調は、明治二〇（一八八七）年九月に福島縣知事・折田平内が、各郡長に令達した「訓令庶秘第二號」に指示した項目に準拠して作成された（川口、二〇二〇）。すなわち、管下の郡を数区に地域区分して、区域ごとに、気候、地形、耕地宅地、町村戸口地租、風俗生計、物産、職業、学事、宗教、物価、衛生、犯罪、諸税及協議費、および雑件の報告文に、各郡の農産物・水産物收穫表、諸物価・諸職工賃表、輸出入品高及び金額表を加えた構成に統一されている。

民度區域調は、郡区町村制から市制・町村制への移行期に当たる一八八〇年代の日常生活を描いた第一級の地誌とみとめられる。とくに、風俗生計と雑件の両項目は、社会階層別の衣食住を含む日常生活を描いた他に類例を見ない史料である。風俗生計の項目には、生計費、常用衣服、晴着、食物、講、自家用酒造戸数、家屋、日用品の流通、県会議員の有権者数、および徴兵状況が、雑件の項目には、出稼ぎ、生活時間、夜業、休日などが活写されている。

北會津郡の民度區域調を明治二〇年に進達した諏訪伊助頼信は、明治十七（一八八四）年十一月二〇日から明治二十一年八月二十五日まで、北會津郡長を務めた（福島縣北會津郡役所、一九二三・一四頁）。伊助は、天保四（一八三三）年、会津藩士・諏訪大四郎頼徳と喜智（西郷氏）の長男として若松で生まれ、明治三二

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

（一八九九）年五月に六七歳で歿した（若松市役所、一九四一・五六〇頁）。

北會津郡の民度區域調、すなわち、史料十二と史料十三の「民度區域諸項目之義ニ付上申」は、縦二六cm、横三六cmの縦帳で、朱色で罫線と用紙の中央下部に「福島縣北會津郡役所」と刷られた六六丁の和紙で構成されている。

一 史料の作成過程

北會津郡の民度區域調の作成過程は表1に要約できる。明治二〇（一八八七）年七月四日、福島縣第一部長・永峰彌吉は「一庶第二九七号」を各郡長に送達して、所轄の郡を数区に区分する「民度区畫見込」を七月二〇日までに提出するよう求めた（川口、二〇二〇）。

七月十五日、北會津郡長・諏訪伊助は、福島縣知事・折田平内に「民度区画之義ニ付上申」を進達した（史料十）。しかし、上申書の内容が縣の求める民度区画と異質であったため、第一部長は七月二〇日に「一庶三四二號」を北會津郡長に送達して、藩政期に地形や民度を考慮して区画された村と郡の中間に設けられた組や郷などを参考に再調査するよう要請した（史料九）。

八月四日に第一部長から督促を受け、八月七日に北會津郡書記・

表1 北會津郡の民度區域調の作成過程

年月日	事項
明治20年6月下旬から7月上旬か	福島縣第一部長・永峰彌吉と各郡長、福島縣廳で民度取調について面談。
明治20年7月4日	福島縣庶務課長・沼澤七郎、7月20日までに民度区畫見込の差出を各郡長に求める一庶第二九七号按何を起案。同日付で、第一部長が各郡長に送達。
明治20年7月13日	北會津郡長・諏訪伊助、民度調に関する問い合わせ電文を第一部長に送達（史料二）。
明治20年7月13日	庶務課長、北會津郡長への回答電文案を起案。第一部長が北會津郡長に送達（史料一）。
明治20年7月15日	北會津郡長、福島縣知事に「民度区画之義ニ付上申（進第七五三號）」を上申。（史料十）。
明治20年7月20日	庶務課長、北會津郡長に民度区画の再調査を求める一庶三四二號按を起案。第一部長が北會津郡長に送達（史料九）。
明治20年8月4日	庶務課、北會津郡長に民度区畫調の進達を督促する電文案を起案。第一部長が北會津郡長に送達（史料三）。
明治20年8月4日	北會津郡長、第一部長に民度区画調を明後日に進達すると電報で回答（史料四）。
明治20年8月7日	北會津郡長代理、北會津郡書記・橋本庸行、民度区画調（若一四三五號）を第一部長に進達（史料十一）。
明治20年8月8日	北會津郡長代理 北會津郡書記、民度区画調を進達したと第一部長に電報で進達（史料五）。
明治20年8月22日	庶務課長、北會津郡長へ民度區域調の進達を督促する一庶三九六號按を起案。第一部長が北會津郡長に送達（史料六）。
明治20年8月24日	北會津郡長、第一部長に民度区画調を進達したことを電報で回答（史料七）。
明治20年8月24日か	北會津郡長、民度区画調を進達（史料八）
明治20年9月8日	福島縣知事・折田平内、9月30日までに民度區域調の差出を各郡長に求める訓令庶秘第二號を合達。
明治20年11月15日	北會津郡長、福島縣知事に「民度區域諸項目取調之義ニ付上申（進一一六七號）」を上申（史料十二）。
明治20年12月2日	北會津郡長、福島縣知事に中野村外五六ヶ村の「民度区域諸項目之義ニ付上申（進二一四三號）」を進達（史料十三）。

橋本庸行が、郡長代理として再調査の結果を第一部長に進達した（史料十二）。上申書には、藩政期の組に所属する村と明治前期の戸長役場が管轄する村との重複関係と各組の民俗気象、地形風俗、および民情（人情）風俗を総称した民度の概要が説明されている。

八月二日に第一部長から督促を受けた北會津郡長は、八月二四日に北會津郡の民度調（史料八）を第一部長に進達した。史料八では、北會津郡を①若松、②若松近傍平土ノ村落、③①上小塩村・荻牧村・大川村、④湯川村・高川村、⑤赤井村・共和村・原村・平瀧村・静瀧村の三区画、五方部に区分している。

(1)若松は、郡内戸数の半数を占める市街地である。民度の特徴は、「村落トハ智識ノ度大ニ殊ニシテ、村落ニ比スレハ百事一步ヲ進ムト云フ」と報告されている。(2)若松近傍平土ノ村落は、史料十三の「民度区域諸項目之義ニ付上申」で「中野村外五六ヶ村（中部）」と呼ばれる会津盆地中央部に位置する村々である。

(3)は、(1)や(2)と民度が異なる三方部である。①上小塩村・荻牧村・大川村は、伐木採薪に従事して、夫食に乏しく、教育衛生に関心のない方部と報告されている。藩政時代、南山御蔵入領に所属していたため、史料十二の「民度区域諸項目之義ニ付上申」では、「上小塩村・荻牧村・大川村（旧御蔵入之部）」と呼ばれている。本稿では、この方部を旧御蔵入と略称する。②湯川村・高川村は、炭焼きを生業とする山郷で、炭を若松に売出し、米などの日用品と交換して生

計を立てていた。史料十二の「民度区域諸項目之義ニ付上申」では、高川村が除外されて、「湯川村之部」と呼ばれている。③赤井村・共和村・原村・平瀧村・静瀧村は、猪苗代湖に面する本郡第一の貧困な方部である。水利に乏しい痩せた土地で農業と採薪焚炭を行い、夫食に乏しい。史料十二の「民度区域諸項目之義ニ付上申」では、「赤井村・共和村・原村・平瀧村・静瀧村（旧原組之部）」と呼ばれている。本稿では、この方部を旧原組と略称する。旧御蔵入、湯川村、旧原組の三方部は、質朴、貧窮であることが強調されている。

藩政時代に、上小塩村・荻牧村・大川村は南山御蔵入領の小出組、赤井村・共和村・原村・平瀧村・静瀧村は会津藩の原組、湯川村・高川村は会津藩の南青木組、中野村外五六ヶ村は、会津藩の瀧澤組、原組、高久組、中荒井組、南青木組に所属していた。

九月八日に福島縣知事・折田平内は、「訓令庶秘第二號」を各郡長に令達して、九月三〇日までに民度区域を別添項目に準拠して進達するよう求めた。訓令庶秘第二號には、調査項目が詳細に説明されており、これに準拠して各郡の民度區域調も作成された。

訓令を受けた北會津郡長は、十一月十五日に旧御蔵入、旧原組、湯川村、および若松に関する「民度區域諸項目之義ニ付上申（史料十二）」を、十二月二日に中野村外五六ヶ村に関する「民度區域諸項目之義ニ付上申（史料十三）」をそれぞれ福島縣知事に進達した。

二 日常生活の諸相

風俗生計の項目では、生活費、衣服、食物、住居の地域間格差と階層間格差が強調されている。史料に記録されることが稀な主食についても、若松では、全ての階層で一日三食とも米飯であったのに対して、旧御蔵入では、上層が米二分に麦八分、中層が米一分に麦または粟九分、下層が麦または粟に干菜、大根を雑ぜたものを食しており、冬季には一日二食の者もみられた（表2）。旧原組、湯川村、および中野村外五六ヶ村では、上層が一日三食とも米飯であったのに対して、下層は米に蔬菜、乾菜、南瓜、大根、粟、稗を雑ぜて食した。本史料は、一日三食とも米を主食とする習慣が、明治二〇年以前から若松の住民と旧御蔵入を除く村落上層で始まり、湯川村や中野村外五六ヶ村では、中層に及び始めていたことを示唆している。

家屋の屋根は、中野村外五六ヶ村の下層が藁葺であるのを除き、旧御蔵入、旧原組、湯川村、および中野村外五六ヶ村では茅葺である（表2）。一方、若松では、下層の屋根が藁葺であるのを除き、上中層は瓦葺、木羽葺、または茅葺であった。建坪は、旧御蔵入、旧原組、湯川村、および中野村外五六ヶ村の下層が十五坪から三〇坪、上層が三五坪から四八坪であるのに対して、若松では、下層が十坪、中層が五〇坪、上層が一二〇坪と報告されている。若松の上

中層は、周辺村落の家屋よりも建坪の広い瓦葺や木羽葺の家に居住していた。

一カ月の借家料は、旧御蔵入、旧原組、および中野村外五六ヶ村の下層が十銭から二〇銭、上層が二〇銭から四〇銭であるのに対して、若松の下層が一円、中層が三円、上層が十円であった（表2）。若松の借家料は、周辺村落の借家料の五倍から五〇倍に上った。

常用衣服は、若松の上層が木綿縞の襦袢、木綿羽織、小倉織の帯であり、下層は筒袖の半纏を上衣とする者が多かった（表2）。旧御蔵入、湯川村、および中野村外五六ヶ村の上層は木綿の角袖、旧原組の上層は真岡織、または木綿の筒袖の襦袢、木綿の角袖を着用した。一方、作業時には、湯川村で麻の筒袖と猿袴、旧原組で麻の筒袖の上着、木綿の筒袖の下着、木綿の猿袴、旧御蔵入と中野村外五六ヶ村で木綿の筒袖と猿袴を着用した。

晴着は、若松の上下層とも絹羽織であったが、周辺村落の上層は絹羽織、下層は木綿羽織と報告されている（表3）。若松の上層には西洋帽をかぶり、西洋靴を履く者も見られた。旧原組と中野村外五六ヶ村の上層、および若松の上下層は、桐材の下駄を用いたが、旧御蔵入と湯川村の上層、および若松を除く周辺村落の下層は朴材の下駄を履いた。絹羽織や桐の下駄は村落上層の、西洋帽や西洋靴は市街地上層のステータスシンボルとなっていたとみられる。

表2 明治19（1886）年の北會津郡における衣食住

区域	風俗生計	上等	中等	下等
旧御蔵入	生計費	100 円	60 円	30 円
	常用衣服	平常は木綿の角袖を着る。仕事の際は木綿の筒袖と猿袴を着る。	上等と同じで、品質粗悪のもの。	平常は麻で織った荒布の筒袖と麻地の猿袴を着て、寒中は僅かの綿を挿入する。
	食物（1日3食）	米2分、麦8分	米1分、麦または粟9分	麦または粟に干菜、大根等を雑せる。
	家屋（建坪）	35 坪	30 坪	20 坪
	屋根	茅葺	茅葺	茅葺
	1ヶ月の借家料	20 銭	15 銭	10 銭
	新築一坪の費用	6 円		4 円
旧原組	生計費	100 円	60 円	20 円
	常用衣服	平常は、木綿の角袖、真岡織または木綿の筒袖の襦袢を着る。仕事の際は、麻織の筒袖を上着、木綿織の筒袖を下着にして、木綿製の猿袴を着る。	上等と比較すると、上着、下着共に品質粗悪なもの。	上等と比較すると、上着、下着共に品質粗悪で襦袢なもの。平常にも、仕事の際にも筒袖を着て、角袖は着ない。
	食物（1日3食）	米飯	米は6分、菜蔬4分を雑せる。	米は2分、干菜、菜蔬、南瓜等8分を雑せる。時として2食のものを見る。
	家屋（建坪）	36 坪		30 坪
	屋根	茅葺		茅葺
	1カ月の借家料賃貸	40 銭		20 銭
	新築一坪の費用	6 円		4 円
湯川村	生計費	100 円	70 円	30 円
	常用衣服	平常は木綿の角袖を着る。仕事の際は筒袖の麻衣と麻地の猿袴を着る。	上等と同じ。	衣服は上等と同じだが、極めて粗悪なもの。
	食物（1日3食）	米飯	米飯	米5分に、稗、粟、または蔬菜等を雑せる。
	家屋（建坪）	48 坪	33 坪	15 坪
	屋根	茅葺	茅葺	茅葺
	1カ月の借家料賃貸	例なし。	例なし。	例なし。
	新築一坪の費用	6 円	6 円	4 円
若松	生計費	1200 円	240 円	50 円
	常用衣服	平常は縮布に、木綿羽織、小倉織の帯、木綿縮の襦袢を着る。縮布を着るものは稀である。	上等と比較すると粗悪。	上等と同じ装いで、上衣は筒袖の半纏を着るものが多い。
	食物（1日3食）	米飯	米飯	米飯
	家屋（建坪）	120 坪	50 坪	10 坪
	屋根	瓦葺または木羽葺	木羽葺または茅葺	藁葺
	1カ月の借家料賃貸	10 円	3 円	1 円
	新築一坪の費用	10 円	5 円	2 円
中野村外五六ヶ村	生計費	200 円	120 円	80 円
	常用衣服	平常は木綿の角袖に地織木綿の縞地の長裾の衣裳、木綿の縞地の襦袢を着る。出稼ぎの時は、木綿織の筒袖に猿袴を着る。	上等と比較して粗悪なもの。	上等と比較して粗悪な襦袢を着る。
	食物（1日3食）	米飯に少し麦を雑せる。	米飯に少し麦を雑せる。	米6分に乾菜、大根等4分を雑せる。
	家屋（建坪）	44 坪	24 坪	15 坪
	屋根	茅葺	茅葺	藁葺
	1カ月の借家料賃貸	30 銭	20 銭	10 銭
	新築一坪の費用	8 円	5 円	2 円

史料)「民度區域諸項目取調之義ニ付上申（進 1167・2143 號）」（福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059 所収）

表3 明治19（1886）年の北會津郡における晴着

区域	晴着	上等	下等
旧御蔵入	羽織	絹羽織	木綿羽織
	袴	小倉織	一時他より借受け、極めて粗製の木綿織
旧原組	蝙蝠傘	縹子張	金巾張
	下駄	皮緒に朴材	菅緒に朴材
湯川村	冠り物	一切用いず	
	羽織	絹羽織	木綿羽織
若松	袴	絹袴	葛布製の袴
	蝙蝠傘	絹張または縹子張	金巾張
六ヶ村外五	下駄	革緒に桐材	菅緒に朴材
	冠り物	一切蒙らず	一切蒙らず
中野村外	羽織	絹呉郎の羽織	木綿縹の羽織
	袴	小倉袴	之を用いず
若松	蝙蝠傘	小倉巾張	菅緒に朴材
	下駄	小倉緒に朴材	一切用いず
六ヶ村外五	冠り物	一切用いず	
	羽織	絹羽織	絹羽織
中野村外	袴	絹袴	小倉袴
	蝙蝠傘	絹張	縹子張
六ヶ村外五	下駄	表付の桐材または西洋靴	華緒に桐材
	冠り物	西洋帽	一切用いず
中野村外	羽織	絹羽織	木綿羽織
	袴	小倉袴	小倉袴
六ヶ村外五	蝙蝠傘	縹子張	金巾張
	下駄	華緒に桐下駄	菅緒に朴材
中野村外	冠り物	一切之を用いず	一切之を蒙らず

史料)「民度區域諸項目取調之義ニ付上申(進1167・2143號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

地租を五円以上納める二〇歳以上の男性が有権者となる県会議員選挙権を持つ有権者は、旧御蔵入で十人、旧原組で二六九人、湯川村で十八人、若松で一五二人(一)、中野村外五六ヶ村で一、六五七人ある。県会議員選挙権の有権者が全戸数に占める構成比は、旧御蔵入で九%、旧原組で五九%、湯川村で三一%、若松で二%、中野村外五六ヶ村で三八%である。本籍人口に占める構成比は、旧御蔵入で一%、旧原組で九%、湯川村で四%、若松で一%、中野村外五六ヶ村で七%である。

ケ村で七%である。

地租を十円以上納める二五歳以上の男性が有権者となる県会議員選挙権を持つ者は、旧御蔵入で皆無、旧原組で四〇人、湯川村で一人、若松で一〇九人、中野村外五六ヶ村で一、二七六人であった。県会議員選挙権の有権者が全戸数に占める構成比は、旧御蔵入で〇%、旧原組で九%、湯川村で二%、若松で二%、中野村外五六ヶ村で二九%であり、本籍人口に占める構成比は、旧御蔵入で〇%、旧原組で一%、湯川村で〇・二%、若松で〇・四%、中野村外五六ヶ村で六%である。会津盆地中央部に位置する中野村外五六ヶ村と比較して若松、旧御蔵入、旧原組、および湯川村では、高額の地租を納める富裕層が極めて少ない。

学事の項目によれば、旧御蔵入で尋常小学校分教室二カ所、旧原組で尋常小学校一校、尋常小学校分教室三カ所、湯川村で簡易小学校一校、若松で高等小学校一校、尋常小学校分教室二カ所、および私立日新館、中野村外五六ヶ村で尋常小学校八校を数えた。

学齢児童は、旧御蔵入で一三五人、旧原組で五七〇人、湯川村で九一人、若松で三、四五五人、中野村外五六ヶ村で三、四七四人であった。学齢児童の就学率は、旧御蔵入で十九%(男児・四二%、女児・〇%)、旧原組で三四%(男児・六二%、女児・三%)、湯川村で二九%(男児・六三%、女児・〇%)、若松で六七%(男児・七九%、女児・五三%)、中野村外五六ヶ村で四二%(男児・

六三%、女兒…十九%)にとどまった。

明治十九(一八八六)年四月十日に公布された小学校令により、六歳の学齢に達した児童の就学が義務化されたが、開始直後の就学率は低く、男児と比較して女児の就学率は極めて低かった。周辺村落と比較して若松における就学率は格段に高い。基礎学力に対する需要には、大きな性差と都市村落間格差が確認できる。

雑件の項目には、積雪中の男性の仕事として、旧御蔵人、旧原組、および湯川村では、薪炭販売があがっている。これに加えて旧原組では藁仕事、湯川村では炭焼きに従事した。冬季の女性の仕事は、旧御蔵人では草鞋作り、旧原組では裁縫、湯川村では薪炭販売と炭焼きであった。旧御蔵人と湯川村から他国へ出稼ぎに行く者はなく、旧原組では樵夫として他国に出稼ぎに行く者が僅かにみられた。中野村外五六ヶ村では、冬季に男性は藁仕事、女性は機織を行い、日雇職として他国へ出稼ぎする者は稀であった。一方、若松では積雪中の仕事が記録されておらず、他地方へ出稼ぎに行く者は、土方、壁塗職、行商などであり、出稼ぎに来る者より少なかった。起床時間は、旧御蔵人では鶏鳴時、中野村外五六ヶ村では五時、旧原組と若松では六時であった。就寝時間は、旧御蔵人では九時、中野村外五六ヶ村、旧原組、および若松では夜十時である。炭焼きを生業とする湯川村では三時に起床して、夜十時に帰宅、就寝した。旧御蔵人と旧原組では藁仕事、中野村外五六ヶ村では藁仕事と

糸挽、若松では夜店の商売と裁縫が夜業であった。湯川村では、睡眠時間が短いために夜業を行わないと報告されている。

定休日は、節句、盂蘭盆、祭日に加えて、旧御蔵人では四月から八月まで毎月一回、湯川村では旧暦の一日、十五日、二四日の三回であった。旧原組では旧暦の一日、十五日、二五日を定休日とする村や雨天を見計らって休業する村があった。中野村外五六ヶ村では春彼岸から秋彼岸まで休日がなく、秋彼岸から春彼岸まで毎月五回ほど休業した。若松では旧暦の一月一日、一月十六日、七月十六日、節句、彼岸、盂蘭盆、鎮守例祭に職工は休業したが、商家は店を開いた。旧御蔵人と旧原組では、永日の時に昼食後一時間ほど午睡する昼休の習慣があるが、湯川村では昼休の習慣はない。

風俗生計の項目によれば、旧御蔵人・旧原組・湯川村では、春と秋に三日間ずつ休業する山祭、鎮守社に集まって稲作に風災がないよう祈る二百十日祭、および鎮守祭が開かれて、餅と酒で会食した。山祭、二百十日祭、鎮守祭に加えて、旧原組では日待講が、湯川村では僧侶を招いて読経する大般若講と世語掛・惣代の家に集まり会食する三夜講が記録されている。中野村外五六ヶ村では、春に青苗の無厄を祈り、秋に収穫の終了を祝う八日講、二百十日祭、二十三夜講、婦女子が集う観音講、および鎮守祭などで会食した。他方、若松では、町ごとに鎮守社に神酒を捧げる火防祭が会食の機会としてあげられている。

三 末端消費・最終需要

重要物産輸入高及金高表に掲載されている若松に移入された物産の総額は、明治十七（一八八四）年に二五六、六〇〇円、明治十八年に二七二、五〇〇円、明治十九年に二九五、七五〇円と急増した（表4）。九種類すべての物産の移入量が、明治十七年から増加している。本表には、若松に住む住民の食料となる米や野菜、燃料となる薪炭が掲載されていない。しかし、耕地宅地と風俗生計の項目によれば、中野村外五六ヶ村が米を、近傍の山郷が薪炭をそれぞれ若松に供給していた。そのため、本表に掲載されている物産は、若松への移入品の一部、あるいは郡外から若松への移入品とみられる。

五節で後述するように、旧御蔵入、旧原組、湯川村、および中野村外五六ヶ村では、若松から呉服、太物、塩などを購入していた。大沼郡では、若松から来る行商人が呉服や反物を販売しており、その他の日用品必需品も、若松から仕入れていた（川口、二〇二一・四七頁）。表4の移入品は、若松だけで消費されたのではなく、北會津郡や大沼郡などの村々にも再分配されたとみられる。そのため、若松における移入金額の増加は、若松から物資の供給を受ける市場地域全域における末端消費・最終需要の拡大を示唆している。呉服と太物は、明治十九年の若松への移入金額の三七％を占める（表4）。重要物産輸出高及金高表によれば、明治十九年に若松から

表4 北會津郡若松における主な移入品

移入品	明治17(1884)年の 移入量(金額)	明治18(1885)年の 移入量(金額)	明治19(1886)年の 移入量(金額)
陶器	80 駄 (1,600 円)	100 駄 (2,000 円)	110 駄 (2,200 円)
生蠶	10,000 貫目 (12,000 円)	11,000 貫目 (13,200 円)	12,000 貫目 (14,400 円)
呉服	90 個 (45,000 円)	100 個 (50,000 円)	110 個 (55,000 円)
太物	700 個 (50,000 円)	710 個 (53,000 円)	730 個 (54,000 円)
唐物	1,200 個 (70,000 円)	1,300 個 (78,000 円)	1,500 個 (90,000 円)
石油	6,000 箱 (22,000 円)	6,000 箱 (20,000 円)	6,100 箱 (19,000 円)
砂糖	450,000 斤 (36,000 円)	450,000 斤 (34,000 円)	500,000 斤 (40,000 円)
塩	10,000 俵 (17,000 円)	11,000 俵 (18,000 円)	11,000 俵 (18,000 円)
製茶	8,400 斤 (3,000 円)	9,000 斤 (3,300 円)	9,200 斤 (3,150 円)
合計金額	256,600 円	271,500 円	295,750 円

史料)「民度區域諸項目取調之義ニ付上申(進1167・2143號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

表5 明治19（1886）年の北會津郡における職業

職業	旧御蔵入	旧原組	湯川村	若松	中野村外 56ヶ村
農	740人	2,997人	467人	82人	14,500人
商	6人	28人	—	4,895人	313人
工	1人	10人	1人	1,515人	113人
雑業（漁業）	—	2人（2人）	—	1,138人	735人
酒屋	1戸	—	—	39戸	3戸
菓子屋	1戸	—	—	158戸	1戸
遊藝人	—	—	—	22人	4人
藝妓	—	—	—	21人	2人
娼妓	—	—	—	69人	—
貸座敷	—	—	—	20戸	—
書肆	—	—	—	4戸	—

史料)「民度區域諸項目取調之義ニ付上申（進1167・2143號）」（福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059所収）

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

移出された織物は二八、七〇〇円である。一方、重要物産輸入高及金高表によれば、太物五四、〇〇〇円が若松に移入された。若松では、移出額を上回る織物を移入していた。郡外から移入された太物や呉服が、二節で先述した若松の住民と村落上層が晴着とした絹羽織袴や本史料には記録されていない女性の晴着に用いられた可能性も否定できない。

砂糖、塩、茶といった食品は、明治十九年の若松への移入金額の二一％を占める（表4）。とくに砂糖の移入量が五〇万斤（一斤を六〇〇gと仮定すれば約三〇〇t）、四〇、〇〇〇円に上り、移入金額の十四％を占める。松方デフレの影響から脱して間もない時期にもかかわらず、膨大な量の砂糖が購入されていた。

職業の項目には、若松で一五八戸、旧御蔵人と中野村外五六ヶ村で各一戸の菓子屋、若松で三九戸の酒屋が確認できる（表5）。国税である菓子税を徴収するために営業鑑札を下付された菓子屋は、酒造税を徴収するために営業鑑札を下付された酒屋と同様、府県に把握されていた。若松では一〇〇戸に約二戸の菓子屋が立地した。

多様な移入品のうち、舶来品全般を示すとみられる唐物や石油は、開港以前に稀であった商品である。重要物産輸入高及金額表に掲載されている商品の合計金額の三〇％を唐物が、六％を石油が占める（表4）。海外から齎された多様な舶来品が、明治中期までに若松とその周辺村落にも浸透していた。

四 生産活動

重要物産輸出高及金高表に掲載されている若松から移出された物産の総額は、明治十七（一八八四）年に一六三、四六〇円、明治十八年に一六五、三九六円、明治十九年に一七〇、八六〇円と増加している（表6）。八品目のうち、漆器、陶器、織物、鍮器、銅器、および煙管の移出量も、毎年、漸増している。とくに漆器は、江戸時代から若松第一の重要物産であり、移出額は十万円を超えた。移出額が漆器に次ぐのが、織物、煙管、蠟燭である。備考に「輸出高ハ、元ト若松部内重モノヲ掲ケ、其他ノ巨細ノモノヲ載セザレハ」とあるため、本表に掲載されているのは、移出品の一部である。本表に掲載されている若松で生産される主要工芸品の移出量は、一八八〇年代に漸増しており、その生産活動も活発であった。

中野村外五六ヶ村では、米、大豆、菜種、野菜が移出されており、移出額はいずれも一〇、〇〇〇円を超える年が多い（表6）。農産物の収穫量と移出量を比較すると、生産された米の三三％から三六％、大豆の四三％から四八％、菜種の七八％から八七％、野菜の八六％から九一％が移出されていた。物産の項目には、陶器の生産と移出も記録されている²⁰⁾。

物産の項目によれば、若松では、明治二〇年までの三年間に植樹された桑苗が三〇、〇〇〇本に達し、桑葉の生産量は五三、五九〇貫

表6 北會津郡における主要移出品

区域	移出品	明治17(1884)年の 移出量(金額)	明治18(1885)年の 移出量(金額)	明治19(1886)年の 移出量(金額)
若松	漆器	2,200 駄 (110,000 円)	2,400 駄 (108,000 円)	2,500 駄 (100,800 円)
	陶器	550 駄 (6,800 円)	600 駄 (5,400 円)	700 駄 (7,000 円)
	織物	25,000 反 (18,000 円)	37,000 反 (23,000 円)	42,900 反 (28,700 円)
	蠟燭	10,000 貫目 (11,000 円)	8,000 貫目 (10,400 円)	9,000 貫目 (10,800 円)
	鉄器	5,000 個 (2,000 円)	5,740 個 (2,200 円)	5,500 個 (1,800 円)
	鍮器	250 個 (160 円)	260 個 (196 円)	270 個 (160 円)
	銅器	16,000 個 (2,500 円)	17,500 個 (2,800 円)	21,060 個 (3,600 円)
	煙管	400,000 挺 (13,000 円)	410,000 挺 (13,400 円)	450,000 挺 (18,000 円)
中野村外 五六ヶ村	米	19,695 石 (73,292 円)	14,496 石 (57,925 円)	18,429 石 (70,821 円)
	大豆	2,199 石 (8,620 円)	2,022 石 (8,594 円)	2,409 石 (10,571 円)
	菜種	3,143 石 (15,028 円)	3,425 石 (15,197 円)	3,649 石 (14,916 円)
	野菜	22,110 駄 (11,025 円)	19,791 駄 (10,093 円)	21,962 駄 (8,856 円)
旧御藏入	炭	80,000 貫目 (1,600 円)	80,000 貫目 (1,600 円)	80,000 貫目 (1,600 円)
	薪	30,000 束 (240 円)	30,000 束 (240 円)	30,000 束 (240 円)
旧原組	炭	100,000 貫目 (2,000 円)	100,000 貫目 (2,000 円)	100,000 貫目 (2,000 円)
	薪	600,000 束 (4,800 円)	600,000 束 (4,800 円)	600,000 束 (4,800 円)
湯川村	炭	300,000 貫目 (6,000 円)	300,000 貫目 (6,000 円)	300,000 貫目 (6,000 円)

史料)「民度區域諸項目取調之義ニ付上申(進1167・2143號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059所収)

目に上った。一貫目当たりの桑葉の価格は、明治十八年に六銭であったが、十九年に五銭、二〇年に十銭と、明治二〇年に急騰した。史料には、「養蚕ハ、年々振興ノ状ヲ呈シ、到ルトコロ桑苗繁殖ニ力ヲ尽サ、ルハナシ。就中養蚕家ト称スヘキモノハ、若松中六日町佐藤傳平、全栄町鈴木嘉兵衛ノ二家トス。若松地方ヲシテ専ラ養蚕ニ傾心セシムルハ、二家率先ノ力最モ多キニ居レリ」と、若松で養蚕業が活況を呈し、桑の栽培に注力する状況が描かれている。

中野村外五六ヶ村では、明治二〇年までの三年間に植樹された桑苗は四五、七〇〇本に達し、桑葉の生産量は二四、五六八貫目に上った。一貫目当たりの桑葉の価格は、明治十八年に八銭であったが、十九年に六銭、二〇年に十銭と、明治二〇年に急騰した。「養蚕ハ漸次振興ノ景況ニテ、到ルトコロ桑苗栽培ニ傾心スルノ運ニ向ヒリ」という記述は、養蚕業が開始して、桑の栽培に関心が向かい始めた状況をうかがわせる。一八八〇年代の中野村外五六ヶ村における生糸生産量は、若松における生糸生産量の五分の一から七分の一にとどまる（表7）。会津盆地中央部の水田地帯では、若松や大沼郡中西部、南会津郡より遅れて養蚕業が開始したとみられる。

旧御蔵入では、明治二〇年までの三年間に桑苗三、〇〇〇本が植樹され、桑葉の生産量は二、六〇〇貫目となった。桑葉一貫目の価格は、明治十八年に五銭、十九年に三銭、二〇年に十銭と、明治二〇年に急騰した。繭二〇石が生産されたが、生糸は製造されてい

ない。「養蚕ハ年々振興ノ有様」という史料の表現は、始動間もない養蚕業の状況を窺わせる。

旧原組では、明治二〇年までの三年間に桑苗八、〇〇〇本が植樹され、桑葉の生産量は一、二〇〇貫目となった。桑葉一貫目の価格は、明治十八年に五銭、十九年に四銭、二〇年に十銭と、明治二〇年に急騰した。繭二石が生産されたが、生糸は製造されていない。

「従来、此方部ハ養蚕ノ業ヲ忽諸ニ付セシカ、数年以來、大二眼ヲ此業ニ注ギ、近年ニ至ラハ、各村到ルトコロ振興ノ景況アリ」と記されている。そのため、養蚕業が行われていなかった旧原組の村々でも、一八八〇年代から養蚕業が開始したとみられる。

他方、旧原組の犯罪の項目には、「公賣處分ハ、一昨年迄非常ノ多キニ上ボリシモ、昨年以降漸次其数ヲ減シ、地租割ノ如キニ至テハ、一人トシテ之カ所分ヲ決行セシモノナシ。：（中略）：身代限モ前項ト全シク、昨年以降大ニ其数ヲ減シ、已ニ本年中ニ當リ、之カ宣告ヲ受ケシモノ僅々二名ヲ出テス。」と記されている。旧原組と同様、若松と中野村外五六ヶ村でも、松方デフレの影響で農産物の価格が下落したため、租税を支払えずに公売処分を受けた者、身代限りとなって破産した者が明治十八年まで多数発生したが、明治十九年から減少して、明治二〇年には僅かとなった。

松方デフレの影響下にもかかわらず、若松や中野村外五六ヶ村における生糸の生産量は、明治十六年から着実に増加した（表7）。

若松では、明治二〇年の生糸生産量が明治十六年の約一・七倍に達した。絹織物や呉服などの末端消費・最終需要が、北會津郡と同様に全国で堅調であったことを背景に、一八八〇年代から北會津郡でも養蚕業が始動したとみられる。

耕地宅地の項目には、湯川村大巢子で藍が、中野村外五六ヶ村の南四合村、北四合村、中四合村、麻島村、柏原村、古館村、宮木村で野菜が、それぞれ所得の多い畑作物として特筆されている¹⁰⁾。

五 商品流通

耕地宅地の項目によれば、旧御蔵入で収穫された米は、住民の常食の一割を占めるに過ぎず、九割は若松から購入していた。旧原組で収穫された米は、すべての住民の常食に充てられ、他地域に移出する余剰米はなかった。湯川村で収穫される米は、住民の常食の三割を占めるにす

表7 北會津郡における生糸の生産

	明治16(1883)年	明治17(1884)年	明治18(1885)年	明治19(1886)年	明治20(1887)年
若松における生産量(金額)	128貫500目 (4,432円)	135貫目 (4,309円)	191貫500目 (7,497円)	210貫目 (8,349円)	221貫目 (8,277円)
中野村外五六ヶ村における生産量(金額)	24貫目 (840円)	24貫目 (840円)	27貫500目 (962円50銭)	27貫800目 (973円)	31貫400目 (942円)

史料)「民度區域諸項目取調之義ニ付上申(進1167・2143號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

ぎず、七割は若松から購入していた。一方、若松では、「會津地方」で生産された米を商店から購入して常食とした。中野村外五六ヶ村で収穫された米は、住民の常食に充てられただけではなく、若松、田村郡、および安達郡に移出された。北會津郡では、中野村外五六ヶ村で生産された余剰米を若松に移出して、若松から旧御蔵入や湯川村に再分配していたとみられる。本郡では俵を使わず、四斗人の吠を用いた。

風俗生計と物価の項目によれば、旧御蔵入では、木材、薪炭、味噌、野菜、麦、大豆、大根を自弁していたが、塩、醤油、油、呉服、反物などは、若松から購入した。旧原組では、木材、薪炭、味噌、米、麦、大豆、野菜を自弁していたが、酒、塩、醤油、油、呉服、反物、絹布などは、若松から購入した。湯川村では、薪炭や野菜を自弁していたが、米、味噌、醤油、油、呉服、反物などは、若松から購入した。中野村外五六ヶ村では、米、麦、大豆、薪炭、酒、味噌、野菜、大根を自弁していたが、塩、醤油、油、呉服、反物などは、若松から購入した。

物価の項目には、「其他ノ諸品ハ尽ク若松ヨリ購入スルヲ以テ、此部内限り記載スヘキ物價ナシ(旧御蔵入)」、「酒、其他絹布等ノ類ハ、皆若松ヨリ購入スルヲ以テ、此方部ニ在ラハ、物價ノ事項ヲ揚クヘキナシ(旧原組)」、「他ハ悉ク若松ヨリ購入スルヲ以テ、部内ニ当リ、物價ノ徴スヘキナシ(湯川村)」、「其他ノ諸品ハ尽ク若

松ヨリ購入スルヲ以テ、此部内限、特ニ記載スヘキ物價ナシ（中野村外五六ヶ村）」とあるため、旧御蔵人、旧原組、湯川村、および中野村外五六ヶ村では、先述の日用品を若松に出かけて購入していたとみられる。

風俗生計の項目によれば、若松では、日用必需品を市街の商店から購入した。薪炭は旧原組、湯川村といった近傍の山郷から、塩は越後国から、呉服と反物は東京、越後国、米沢などから、野菜は近村からそれぞれ移入した。中野村外五六ヶ村の耕地宅地の項目に、「左ノ村々ハ、野菜を作り所得ノ利、特ニ多シ」とあるため、南四合村、北四合村、中四合村、麻島村、柏原村、古館村、宮木村で生産した野菜を若松や大沼郡東部に供給していたと推測される。若松に移入された塩、呉服、太物などは、北會津郡や大沼郡などの村々にも再分配されたとみられる。表4に掲載されている若松への塩、呉服、太物の移入量が、毎年増加しているため、若松からその市場地域への商品流通も活性化した可能性が高い。

物産の項目によれば、旧御蔵人、旧原組、若松、および中野村外五六ヶ村では、伊達郡と若松から蚕種を購入していた。若松では、六日町の佐藤傳平と栄町の鈴木嘉兵衛が養蚕家と称され、佐藤傳平が製造する蚕種が、北會津郡や大沼郡などに供給されていたとみられる。若松と中野村外五六ヶ村で生産された生糸は、国内向けで、海外輸出されていなかった。

北會津郡の民度區域調（明治一〇年）とその作成に関わる史料

中野村外五六ヶ村では、馬を南部三春地方から、牛を南部地方から、若松では牛を南部地方からそれぞれ購入していた。中野村外五六ヶ村の上荒井新田で生産された陶器は、若松、安積郡、岩瀬郡、および安達郡に移出されていた。

六 労働需要

雑件の項目は、越後国から若松に出稼ぎに来る職工・油搾業・芸妓、越後国から中野村外五六ヶ村に出稼ぎに来る大工職の姿を捉えている。旧御蔵人で報告されている「他地方ヨリ出稼ニ来ルモノ僅々大工職ノ輩」も、越後国から来る大工職とみてよい。他方、旧原組と湯川村では、他国から出稼ぎに来る者はないと記されている。

若松における物価の項目によれば、耕夫と土方の雇賃は一日十八錢である。一方、諸職工賃錢之部によれば、明治十九（一八八六）年の大工の賃金は二二錢、煙草切職人の賃金が二七錢、油搾職・酒造稼人・醬油稼人の賃金が二六錢、左官・石工・畳刺職・建具師の賃金が二五錢であり、いずれも土方や耕夫の雇賃を上回っている。明治十七年から十九年まで、石工・酒造稼人・醬油稼人・油搾職・綿打職・菓子製造職を除く諸職人の賃金は上昇しており、とくに大工・左官・木挽職・桶工・畳刺職・建具師・鍛冶職・鋳物師の賃金は、三年間に二割以上急騰した。越後国などから若松や北會津郡の

村々へ出稼ぎに来た大工や油搾職をはじめとする諸職人の賃金高騰は、労働需要が急速に拡大したことを裏付けている。

七 人口構造

町村戸口地租の各項目から合算した北會津郡における総人口…五三、三九四人は、『明治十九年、二十年 福島縣統計書』に掲載されている明治十九（一八八六）年十二月末の北會津郡における本籍人口…五四、〇二九人より六三五人少なく、合計戸数…一一、九二二戸は、本籍戸数…一一、三一五戸より六〇六戸多い。両史料の人口と戸数に齟齬があるが、「南會津郡 民度区域調」と「大沼郡 民度區域調進達書」の人口が、『明治十九年、二十年 福島縣統計書』の本籍人口・戸数とほぼ一致するため、本史料に掲載されている人口・戸数も、明治十九年末の本籍人口・戸数とみられる（川口、二〇二〇、二〇二一）。

『明治十九年・二十年 福島縣統計書』によれば、明治十九年十二月三十一日の北會津郡における本籍人口…五四、〇二九人と現住人口…四九、三三〇人の差は、四、六九九人にのぼる（福島縣、一八八九…二九頁）。本籍人口と現住人口の差は、転出者が六、〇七一人（外国行…四人、管外への出寄留…二、二七〇人、管内への出寄留…三、一二五人、陸海軍在營在艦者…四六人、逃亡失踪…

六二六人）であるのに対して、転入者が一、三七二人（管外からの入寄留…六五七人、管内からの入寄留…七一五人）にとどまったことによる（福島縣、一八八九…六一頁）。

『市街名邑及町村二百戸以上戸口表』によれば、若松では、明治十九年十二月末日の本籍人口…二二、一七七人と現住人口…一八、〇〇四人の差は、四、一七三人に達した（内務省戸籍局、一八八八…二四頁）。若松からの転出者数が転入者数を大きく上回ったため、北會津郡の現住人口は、本籍人口を下回ったとみられる。

町村戸口地租の各項目から求めた明治十九（一八八六）年末の若松に本籍を置く北會津郡の都市人口比率は、四九％にのぼる。他方、『市街名邑及町村二百戸以上戸口表』に掲載されている若松の現住人口を『明治十九年・二十年 福島縣統計書』に掲載されている北會津郡の現住人口で除した都市人口比率は、三六％となる。また、『明治二十二年 福島縣人員統計書 全』に掲載されている若松における現住人口…二二、一六八人（福島縣、一八九〇…五八頁）を『明治十九年・二十年 福島縣統計書』に掲載されている北會津郡の現住人口で除した都市人口比率は、四五％となる。資料によって、明治十九年末の若松における現住人口は大幅に異なるが、北會津郡における都市人口比率が著しく高い点は否定できない。

北會津郡では、総人口の十一％、総戸数の十八％が士族である（表 8）。とくに若松では、人口の十九％、戸数の二七％を士族が

占める。周辺村落と比較して若松では、士族の構成比が著しく高い。

本郡における一戸当たりの人数は、平民が四・九人、士族が二・七人である(表8)。平民と比較すると士族の一戸当たりの人数は小さい。平民一戸当たりの人数は、若松で四・二人、中野村外五六ヶ村で五・三人、旧御蔵入・旧原組・湯川村では六人を超える。平民の一戸当たりの人数は、若松市街地、会津盆地中央部の里郷、会津盆地縁辺部の山郷の順に大きくなっている。

衛生の項目に報告されている明治十九年の出生数、死亡数を町村戸口地租の項目にある同年末の本籍人口で除して求めた旧御蔵入における粗出生率は十二%、粗死亡率は十一%、自然増加率は一%、旧原組における粗出生率は十六%、粗死亡率は十一%、自然増加率は五%、湯

表8 明治19(1886)年の北會津郡における人口

区域	平民人口 (戸数)	士族人口 (戸数)	合計人口 (合計戸数)	士族人口構成比 (士族戸数構成比)	平民1戸 当たり人数	士族1戸 当たり人数
旧御蔵入	747人(106戸)	0人(0戸)	747人(106戸)	0%(0%)	7.0人	—
旧原組	3,032人(456戸)	5人(2戸)	3,037人(458戸)	0.2%(0.4%)	6.6人	2.5人
湯川村	468人(59戸)	0人(0戸)	468人(59戸)	0%(0%)	7.9人	—
若松	21,200人(5,010戸)	4,883人(1,887戸)	26,083人(6,897戸)	18.7%(27.4%)	4.2人	2.6人
中野村外五六ヶ村	22,232人(4,195戸)	827人(206戸)	23,059人(4,401戸)	3.6%(4.7%)	5.3人	4.0人
合計	47,679人(9,826戸)	5,715人(2,095戸)	53,394人(11,921戸)	10.7%(17.6%)	4.9人	2.7人

史料)「民度區域諸項目取調之義ニ付上申(進1167・2143號)」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

川村における粗出生率は二八%、粗死亡率は二一%、自然増加率は六%となる。一方、若松における粗出生率は二二%、粗死亡率は十七%、自然増加率は五%、中野村外五六ヶ村における粗出生率は二九%、粗死亡率は十四%、自然増加率は十五%となる。若松では、人口がほぼ等しい中野村外五六ヶ村と比較して、粗出生率が七%低く、粗死亡率が三%高いため、自然増加率が一〇%も低い。

衛生の項目には、旧御蔵入における結婚年齢が男性二一歳、女性十七歳、旧原組における結婚年齢が男性二〇歳、女性十五歳、湯川村における結婚年齢が男性十七歳、女性十六歳、若松における結婚年齢が男性二〇歳、女性十七歳、中野村外五六ヶ村における結婚年齢が男性二〇歳、女性十七歳と記されている。結婚年齢の都市村落間格差は確認できない。早婚は、本郡における人口再生産構造の地域的特徴であった。

おわりに

本稿では、明治二〇(一八八七)年に北會津郡長が福島縣知事に進達した北會津郡の民度區域調にもとづいて、明治中期に生じた社会経済の変化について検討した。その結果、北會津郡における末端消費・最終需要の拡大、生産活動の活性化、商品流通の活性化、労働需要の拡大といった一連の地域変化を読み取ることができた。

明治中期には、呉服、反物、塩をはじめとする多様な物産が、郡外から若松に移入され、北會津郡や大沼郡などの村々にも再分配されていた。移入量の増加は、若松とその市場地域全体における末端消費・最終需要の拡大を示唆している。一方、江戸時代から若松を代表する特産物であった漆器、織物、蠟燭、煙管などの移出量も、増加を続けた。養蚕業が行われていなかった旧原組でも、一八八〇年代から、養蚕業が「各村到ルトコロ振起ノ景況アリ」という本史料の指摘は重要である。松方デフレの影響を脱していない時期にもかかわらず、北會津郡と同様、全国で呉服や反物などの末端消費・最終需要が堅調であったため、国内市場に向けた養蚕業が、北會津郡でもこの時期に始動したとみられる。越後国などから若松や周辺村落に出稼ぎに来る大工をはじめとする諸職人の賃金急騰は、生産活動の活性化に伴う労働需要の拡大を裏付けている。

他方、一八八〇年代の若松市街地における生糸生産量は、会津盆地中央部に位置する中野村外五六ヶ村の五倍から七倍に上り、明治十八年からの三年間に、三〇、〇〇〇本もの桑苗が植樹された。明治二三（一八九〇）年六月に歩兵第十五旅團司令部が作成した二分一迅速図「若松町」（会津若松市立会津図書館所蔵）によれば、幕末まで藩士の侍屋敷が建ち並んでいた鶴ヶ城外堀に囲まれた旧郭内には、郡役所、裁判所、中学校、監獄署が立地するにとどまり、独立建物も疎で、鶴ヶ城の南西部と北東部は水田に転用され、空地

が卓越している。そのため、会津戦争で灰燼に帰した旧郭内の空地が、桑園に転用されていた可能性が指摘されている（会津若松市史研究会、二〇〇六・十八頁）。養蚕業の振興、旧郭内の土地利用の変化、および、県会議員選挙権を持つ有権者の構成比が極めて少ない点などは、若松における都市化の退行を示す表象ともみられる。

『市街名邑及町村二百戸以上戸口表』によれば、明治十九（一八八六）年の若松における現住人口は本籍人口の八一％にすぎず、旧城下町の中で最も両者が乖離した、人口流出の著しい都市である（黒崎、一九七四・一一〇頁）。若松の現住人口が本籍人口を上回るのは、明治三〇（一八九七）年であり、岩越線若松駅の開業や市制施行の直前であった（会津若松市史出版委員会、一九六七・五八頁）。

北會津郡の本籍人口は、明治十三（一八八〇）年に五一、二九六人であったが、明治十九年末には五四、〇二九人を数えた（福島縣、一八九〇・十二頁）。しかし、本郡では、転出者数が転入者数を大きく上回っていたため、現住人口が本籍人口より大幅に少ない。本郡における現住人口の半数近くを占める若松からの人口流出が続いていたため、北會津郡の現住人口も本籍人口を下回ったとみられる^①。

若松や周辺村落における人口趨勢と本史料から読み取ることのできた明治中期の地域変化との関係を時間軸上に位置づける考察は、史料紹介の域を越える課題である^②。若松で末端消費・最終需要の

拡大、生産活動の活性化、商品流通の活性化、労働需要の拡大が確認できるにもかかわらず、人口の転出超過が明治二〇年代まで続いた状況を理解するためにも、他日を期して稿を改めたい。

謝辞 筆者は天明三年の大凶作に伴う死亡危機に関する論考を執筆する機会に恵まれた(川口、二〇二二)。飢饉時の救済食を調べているうちに、故黒崎千晴先生から本史料に記録されている食物の地域差について御教示いただいたことが、筆者の記憶の底から蘇った。平成三十年晩秋、福島県歴史資料館の御厚情により、本史料の閲覧と写真撮影を許された。筆者の怠慢により、本史料の紹介が今になったことをお詫びするとともに、改めて学恩に深謝したい。翻刻にあたり、東昇先生、鈴木明子先生に御教示いただいた。会津若松市立会津図書館には、関連資料について懇切な御教示をいただいた。

注

- (1) 明治二八(一八九五)年末の若松町における県会議員選挙有権者数は一六人である(宮内、一八九六・一頁)。明治三〇(一八九七)年の若松町における県会議員選挙有権者数は二一人である(会津若松市出版委員会、一九六七・五八頁)。人口に占める有権者の構成比が少ない状況が続いていた。
- (2) 『北會津郡郷土誌』には、「上荒井新田ヨリ製出ス。本村ハ大沼郡本郷町ト連擔シ會津焼トシテ著名ナリ。:(中略):明治十五年頃ニ至リテハ、製品ノ改良大ニ見ルベク、肥前京都濃尾等ノ製品ト相譲ラ

北會津郡の民度區域調(明治二〇年)とその作成に関わる史料

ズ、原料豊富、製品堅緻、價格低廉ナルヲ以テ其名漸ク高シ。」とある(福島縣北會津郡役所、一九二三/一九八七・二六〇頁)。

- (3) 時代は下るが、『北會津郡郷土誌』には、「本郡ニ於ケル蔬菜ノ主産地ハ、大川ニ沿フ門田、神指、川南、館ノ内、荒井ノ五ヶ村ニシテ、有ユル蔬菜ヲ産出ス。殊ニ明治三十三年岩越線ノ開通、四十一年若松ニ兵營設置以來ハ、算額頓ニ増加シ、品種モ亦大ニ改善セリ。鐵路ニ依リテ輸出セラル、重ナルモノハ、南瓜、甜瓜、茄子、芋等ナリ」とある(福島縣北會津郡役所、一九二三/一九八七・二四〇頁)。明治二二(一八八九)年の町村合併後、「北會津郡 民度区域調」にあげられている野菜栽培の多い南四合村、北四合村、中四合村は神指村に、麻島村、柏原村、古館村、宮木村は川南村に含まれる。

- (4) 明治二二(一八八九)年の北會津郡における本籍人口・五六一、一五一人と現住人口・四九九、九六九人の差は、六一八二人にのぼる。このうち若松町における本籍人口・二七、四五九人、現住人口・二二、一八八人の差は、六二七一人である(福島縣、一八九〇・三七頁)。本郡における外国行は六人、他府県・他郡への出寄留は七、八四三人、管内他町村への出寄留は一、二八人、陸海軍在營艦者は五八人、囚人は六三人、本籍人失踪は七七二人、入寄留者失踪は八〇人である。他方、他府県・他郡からの入寄留が二、六四〇人、管内他町村からの入寄留が一、二一八人である(福島縣、一八九〇・九七頁)。北會津郡における出寄留者の八七%、入寄留者の六三%は若松町で発生した。若松町では、明治二三年に至っても、人口流出が続いていた。

- (5) 若松城下町の町方人口は、十七世紀後半に二万人を超えていたが、十八世紀前半に急減して、宝暦元(一七五一)年には慶安二(一六四九)年の七三%、天明八(一七八八)年には五二%まで減少した(大塚、一九九五・一〇五頁)。若松在住の会津藩士とその家族の人口は、享保十六(一七三二)年に一四、三九一人、宝暦元年(一四、七一九人であった(大塚、一九九五・九九〜一〇〇頁)。藩士とその家族の人口を幕末期まで享保・宝暦期と同数と仮定しても、若松における人口減少、すなわち都市化の退行は、十八世前期から顕在化した長期的傾向とみられる。しかし、会津戦争を挟む幕末期から明治中期の若松の人口趨勢は明らかではない。復興期に当たる明治十九年

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

の現住人口も、七節で述べたように資料によって大幅に異なる。

参考文献

- ・会津若松史出版委員会編（一九六七）『会津若松史 第10巻』会津若松市。
- ・会津若松市史研究会編（二〇〇六）『会津若松市史 8』会津若松市。
- ・大塚 實（一九九五）『藩政時代に於ける会津の人口』大塚 實『私の会津史（一）』歴史春秋出版社。
- ・川口 洋（二〇二〇）『明治二十年「南會津郡 民度區域取調」とその作成に関わる史料』帝塚山大学文学部紀要、第四一号、一三〇～一四八頁。
- ・川口 洋（二〇二二）『明治二十年「大沼郡 民度區域調進達書」とその作成に関わる史料』帝塚山大学文学部紀要、第四二号、三九〇～四〇八頁。
- ・川口 洋（二〇二二）『天明朝の冷害に伴う人口変動』井上 孝・和田光平編『自然災害と人口』原書房、二七〇～二八五頁。
- ・黒崎千晴（一九七四）『明治前期の都市について』社会経済史学、第三九巻第六号、九四〇～九五三頁。
- ・内務省総務局戸籍課（二八八八）『市街名邑及町村二百戸以上戸口表』。
- ・福島縣北會津郡役所（一九三三／一九八七）『北會津郡郷土誌』。
- ・福島縣（一八八九）『明治十九年、二十年 福島縣統計書』。
- ・福島縣（一九九〇）『明治二十二年 福島縣人員統計書 全』。
- ・宮内亀松編（一九九六／一九八二）『會津五郡名家鑑』（会津若松市立会津図所鑑所蔵）。
- ・若松市役所（一九四二／一九八七）『若松市史 下巻』国書刊行会。

北會津郡の民度區域調(明治二〇年)とその作成に関わる史料 翻刻

凡例

- ・原文の表記は、原則として、漢字は常用漢字を、仮名は通行の字体を用いた。常用漢字以外の文字、「ゝ」、「キ」、「カ」は、原文どおりとした。
- ・文字の配置はなるべく原史料に合わせたが、読解の便を考慮して調整した。長文や表の改行位置は、本誌に合わせて変更した。
- ・読解の便を考慮して、句読点を付した。
- ・押印されている場合には、「㊟」と表記した。
- ・丁替えは、「㊿」で示した。
- ・史料は、福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」の綴順に配列した。

翻刻

- 【史料一】庶務課長から第一部長への電報案伺、明治二十年七月十二日(福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」所収)

北會津郡の民度區域調(明治二〇年)とその作成に関わる史料

明治二十年七月十二日調 七月十三日行 属 沼澤七郎 ㊟

十時三十五分書ス

第一部長 ㊟

諏訪北會津郡長へ御廻文之案相伺候也。

民度區画御差出之後ナリ。

永峰書記官

【史料二】北會津郡長から第一部長宛の電報、明治廿年七月十三日(福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収)

明治廿年送達紙 発局…官報、第壹號、ワカマツ分局、七月十三日、午九時五分、字數十九字。着局…第四號、福島電信局届フクシマケンナガミネ第一ブテウ 出スワキタイツグンテウ

明治廿年七月十三日

庶受第二三号

ミンドシラベノカドイツオマワシカ

民度調之廉何時御廻シカ

【史料三】庶務課から第一部長への電報按伺、明治二十年八月四日

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、

「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

明治二十年八月四日調 属 石塚劉介 ㊦

午前十時三十分

第一部長 庶務課長

代理 四十四字

電報 民度區畫調進達方左ニ御照会可然哉。

民度區畫調一庶第三四二号及御照会置候處、直ク御差出シアレ。』

二十年八月四日

第一部長

北會津郡長宛』

【史料四】北會津郡長から第一部長宛の電報、明治廿年八月四日

（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

明治廿年送達紙 発局…官報、第七號、ワカマツ分局、八月四日、午十二時五十分、字數廿字。着局…第二四號、**福島郵便電信局印** 届フクシマケンナガミネ㊦第一ブテウ 出スワキタイツゲンテウ

ミンドシラベミョウゴニチサシダス

【史料五】北會津郡長から第一部長宛の電報、明治廿年八月八日

（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

明治廿年送達紙 発局…官報、第七號、ワカマツ分局、八月八日、

午三時卅分、字數十一字。着局…第三二號、**福島郵便電信局印**

届フクシマケン第一部長ナガミネ ヤキチドノ 出キタイツゲンテウ ダイリ ゲンシヨキ ハシモト ヨウコウ

明治廿年八月八日

庶受第三九号

ミンドシラベサクジツダス

供貴覽候 ㊦

第一部長

【史料六】庶務課長から第一部長への電報按伺、明治二十年八月

二十二日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

明治二十年八月二十二日調 八月廿二日行 属 沼澤七郎 ㊦

第一部長 ㊦

按

一庶第三九六號

民度区域御差出相成候處、図面入用ニ有之候條、大至急御差出相成度、此段申進候也。

但、山川ノ景況ハ不要ニ候得共、町村名ハ必ス御記入有之度候。

永峰書記官

石川、菊多、両磐 郡長殿 親展

民度区域調直ク御出シアレ。十九字。

但、図面トモニ。

永峰書記官

北會津郡長宛

【史料七】北會津郡長から第一部長宛の電報、明治廿年八月廿四日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書：一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

明治廿年送達紙 発局：官報、第七號、ワカマツ分局、八月廿四日、午一時五十分、字數十字。着局：第三七號、福島郵便電信局印 届フクシマケン第一ブ長ナガミネ ヤキチトノ 出キタアイツゲン

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

テウ スワ イスケ

ミンドシラバダス ㊦

【史料八】庶受第四六号 北會津郡 民度調（北會津郡長から第一部長宛の一庶第三九六号への回答）、明治二十年八月二四日か（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書：一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

庶受第四六号

本郡ハ東西四里南北三里、本縣ノ西部ニ傾キ、山脈蜿蜒東方ヨリ南方ニ延キ、一帯ノ屏障ヲナシ、他ハ尽ク平地ヲ占ム。郡内戸数ノ半ハ若松ニシテ、戸口稠密ナリト雖トモ幅員僅カニ二十方里ニ過キサルヲ以テ、行政上別ニ不便ノ感ヲ見ス。其ノ人情風俗ハ概シテ大差ナキモ、唯三方部丈ケ其趣ヲ異ニセリ。其一部ヲ擧クレハ、即チ南方關川橋以南、上小塩村、若牧村、大川村ニシテ、山麓ニ沿ヒ村ヲ造リ、藩政ノ際、総テ御蔵入ト唱ヒ、風俗野鄙質朴、今日ノ交際上、都テ若松地方ト其ノ風態ヲ別ニシ、其ノ常業トスルトコロハ、凡テ伐木採薪ニシテ、其農ヲ業ト』スルモノ甚タ稀ナリ。故ニ此方部ハ、常ニ夫食ニ乏シキヲ告ケ、常食ハ概ネ米ニ麦又ハ野菜等ヲ雜ヘ食シ、教育衛生等ハ一向其心ニ經ス。故ニ、今日、教育ノ都鄙ニ

治キニ拘ハラス、此ノ方部ハ就学者甚タ少ナシ。唯民俗質朴ナルヲ以テ、官令善ク遵ヒ、納税善ク尽シ、僅カニ闇川橋ノ一橋ヲ隔テ、隣村上三寄村トハ、大ニ其民度ヲ殊ニセリ。故ニ藩政ノ際ハ、御蔵入ト唱ヒ、會津地方ノ人種ト其ノ取扱方ヲ格別ニセリト云フ。又他ノ一部ハ湯川村及高川村ニシテ、深山溪谷ノ間ニ村ヲ造リ、藩政ノ際之ヲ山郷ト唱ヒ、前方部ヨリハ一層ノ邊僻、一層ノ質朴ニシテ、土民悉ク焚炭ヲ業トシ、其ノ農ヲ業トスルモノ絶テ無シ。結』婚等ノ如キモ僅カニ此ノ方部ニ止マリ、曾テ他方部ニ向テ相通スル事ナシ。世ノ變遷等ノ如キハ更ニ之ニ頓首セス。常ニ鷄鳴山ニ上ボリ、星ヲ戴テ家ニ帰り、祭祀日ノ外曾テ休憩スル事ナシ。諺ニ此ノ土民ハ一年ノ間、白昼ニ於テ一家ノ對顔ヲナシ得ズト云フ。又以テ俗情ノ殊ナルヲ知ルヘシ。而シテ此ノ土民ハ、常ニ炭ヲ若松ニ賣出シ、米其他ノ物品ト交易シ、以テ生計ヲ営ム。通常衣服ノ如キハ、常ニ荒布ヲ着シ、言語モ若松方部ニ比スレハ、重モニ渋訥ニシテ、一見山郷人タルヲ知ル。而シテ此方部ハ、概シテ窮貧ナルニ拘ハラス、納税等ハ豪モ其期ヲ愆ツ事ナシ。畢竟、風俗ノ質朴ニ原告スルトコロナリ。又他ノ一部ハ、赤井村、共和村、原村、平瀉村、静瀉村ノ五ヶ村ニシテ、三面ハ『山ヲ負ヒ、東一面猪苗代湖ニ枕シ、若松地方ハ、特ニ一区域ヲナシ、風俗朴訥、土民採薪焚炭ヲ事トシ、其農ヲ業トスルモノ亦少ナキニアラサルモ、概シテ此方部ハ、郡中ノ高土ニシテ、常ニ水利ニ苦シミ、且ツ、土地瘦薄ナルヲ以テ、常ニ一

家ノ夫食ニ乏シキヲ告クルヲ以テ、平常野菜等ヲ雜ヘ食シ、僅カニ一家ノ飢餓ヲ免ル。凡テ此方部ハ、本郡第一ノ貧困ニシテ、一歳中糊口ノミ汲々トシテ、社會ノ形勢ハ、豪モ腦裏ニ感スル事ナク、前掲ノ二方部ト大同小異ノ民度ナリ。以上、掲クルトコロノ三方部ハ、本郡中、其民度ヲ殊ニスルモ、其他ノ村落ハ尽ク平地ノ間ニ位シ、藩政ノ際、各村々ニ組合ヲ立テ、施政ノ便ヲ図リシ際ハ、各組毎ニ民情モ少シク殊異スルトコロナキニアラサリシモ、今日』ニ至リテハ、概ネ皆ナ等フシテ時世ノ進化モ同一ニ相伴ヒ、特ニ民度上、区画ヲ立ツヘキ廉ヲ見ス。唯若松ハ一市街ナルカ為メニ、村落トハ智識ノ度大ニ殊ニシテ、村落ニ比スレハ百事一步ヲ進ムト云フヲ敢テ又同ナルヘシ。故ニ今茲ニ本郡ノ民度ヲ区分スレハ、別紙図面色分ノ如ク、概ネ三区画ヲナセリ。其一ハ若松ニシテ、其二ハ若松近傍平土ノ村落、其三ハ前記ニ掲クルトコロノ三方部ナリ。』

【史料九】庶務課長から第一部長への電報按伺、明治廿年七月廿日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申報庶務課」所収）

明治廿年七月廿日 庶務課長 沼澤七郎 ㊦
第一部長 ㊧

北會津郡長へ左按ヲ以テ御照会相成可然哉、相伺候也。

一庶第三四二號

民度区画之義御上申之趣ハ承知致候。右ハ偏ニ地誌ニ屬シ、民度之区画ニハ無之様相考候。假令ハ貴郡下若松市街ト』部落ト、民度之實働モ可有之、将夕部落等ト雖モ、南會津郡ニ接シタル部落ト、河沼郡ニ隣リタル部落トハ、互違モ有之候筈。想フニ、藩政之節ハ、何組若クハ何郷等ト唱へ、代官所等ヲ置キ候モノハ、多クハ其地形、民度ニ依リ区画シタルモノ多々有之候間、尚、其辺モ御含、詳細御再調相成候様致度、此段及御照会候也。

月 日

第一部長御署名

北會津郡長宛 親展

追而御上申書中南會津、大沼郡ト大川ヲ以テ境界スト有之候得共、右ハ事實ニ相違致居候様相考候。為念申添候。』

【史料十】「進第七五三號 民度区画之義ニ付上申」（北會津郡長から福島縣知事宛の上申書）、明治二十年七月十五日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

進第七五三號

民度区画之義ニ付上申

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

本郡民度区画之義、第一部長ヨリ通牒ニ倣ヒ、別紙之通取調、上申仕候也。

明治二十年七月十五日

福嶋縣北會津郡長 諏訪伊助 ④

福嶋縣知事 折田平内殿

所轄北會津郡ハ東西四里、南北三里、本縣ノ西部ニ傾キ、回山萬重ノ中ニ平地ヲ占ム。郡内戸数ノ半ハ若松市街ノ奪フトコロトナリ、戸口稠繁ナリト雖トモ、幅員僅カニ貳拾方里ニ過キササルヲ以テ、行政区画上不便ノ感ヲ見ス。其ノ地形民情ヲ大別スレハ、西南ハ大川ノ川流ヲ以テ南會津、大沼郡ト境界ヲ限キリ、肥沃ナ里田野遠ク闊ケ、唯東方一帶、攢峰重嶺蜿蜒屏牆ヲ成シ、其ノ若松ニ接スルトコ口滝澤畔ノ險坂アリ。會津地方東門ノ鎖鑰ヲ占メ、東京及宮城地方ニ至ルノ樞路ニシテ、運輸通行総テ之ニ因ラサルヲ得ス。此ノ山脈南走シ、其ノ特ニ峙ツモノヲ背炙、羽黒ノ両山トシ、直立各貳百丈餘、他ハ無名ノ』山脈ニシテ、甚タ高カラス。山ノ以東ニ猪苗代湖ヲ湛ス。湖幅員七方里餘、内本郡ノ所管スル部分、僅カニ貳方里ニ過キス。湖邊ニ静瀉、平瀉ノ二村アリ。稍隔テ、赤井、共和、原ノ三村アリテ、縣道三等茨城街道ノ通路ニ當レリ。前ニ掲クル五ヶ村人民ノ常業ハ、概ネ漁樵及驛傳等ヲ事トシ、地形風俗郡内別ニ一區ヲナシ、施政之時トシテ特制ヲ行ハサル可ラサル場合ナキニシモ

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

アラス。南方、南會津郡ニ通スル路線中、上三寄村地内ニ關川橋アリ。自是以南ハ御藏入ト唱ヒ、往時、天領ニ屬シ、會津領ト民俗ヲ異ニセリ。其ノ山奥ニ部落點々散在シ、民戸概ネ山樵焚炭ヲ常業トセリ。之ヲ高川村ト唱フ。又、東方、西白河ニ達スル里道一等線路中、湯本村以東ハ『總』テ之ヲ湯ノ入ト唱ヒ、千山萬岳ノ間ニ數部落點在シ、民俗概ネ前高川村ト度ヲ等フス。』

【史料十一】若第一四三五號 民度區畫調（北會津郡長代理から福島縣書記官宛の上申書）、明治二十年八月七日（福島縣歴史資料館所藏、明治・大正期福島県庁文書一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

若第一四三五號

民度區畫調ノ儀ニ付、一庶第三四號御照會之趣了承。即チ別紙及御差回候条、先書ト御引換相成度、此段及御回答候也。

明治二十年八月七日

郡長諏訪伊助代理 北會津郡書記 橋本庸行 ㊦

第一部長

福嶋縣書記官 永峰弥吉殿』

所轄北會津郡ハ、東西四里南北三里、本縣ノ西部ニ傾キ、回山萬重ノ

中ニ平地ヲ占ム。郡内戸數ノ半ハ若松市中奪フトコロトナル。戸口稠密ナリト雖トモ、幅員僅カニ二十方里ニ過キササルヲ以テ、行政區畫上別ニ不便ノ感ヲ見ス。往時藩政之時、會津、耶麻、大沼、河沼ノ四郡ヲ總稱シテ之ヲ會津四郡ト唱ヒシカ、維新後、會津郡ヲ分割シテ、南會津、北會津ノ兩郡トナセリ。藩政ノ際、最寄村落ヲ合シテ組合ヲ造リ、以テ施政ニ便ニス。兩組毎ニ代官所一箇所（位置ハ兩組ノ中央ヲ撰ム）ヲ設ケ、代官一人ヲ置キ、其屬僚ニ見習ナルモノヲ用キ、書記ヲ掌テシム。代官及見習ハ代官所在地ニ定勤、其務ニ服ス。代官所ノ上ニ郡役所ナルモノヲ若松城下ニ置キ、之ヲシテ常ニ各郡ノ『代官所ヲ統括管轄セシム。従前ノ組合ニシテ、現今、北會津郡ニ屬スルモノ左ノ如シ。但シ、組合中、間々、同組ニシテ甲乙兩郡ニ跨ルモノアリ。或ハ、一代官所ニシテ甲乙兩郡ノ組合ヲ併管スル等ノ類アルハ、惟フニ區畫ノ便ヲ取リシモノナルヘキカ。』

南青木組

元會津郡ニシテ、現今、北會津郡中野、湯本、上三寄三ヶ戸長役場下ノ村落ハ、重モニ此組ナリ。藩政ノ際、現時、中野戸長役場部下、飯寺村ニ代官所ヲ置キ、本組及橋爪組ヲ支配ス。此組合タル若松市中ニ近接セルヲ以テ、現今、民智稍進ミ少シク時事ニ念慮アルモノ、如シ。就中、中野役場下ノ如キハ、地ハ平坦肥沃ヲ占メ、田野遠ク闊ケ、民戸、概シテ富饒』ト云フテ可ナルヘシ。故ニ、更ニ一步ノ民度ヲ進メハ、獨立自治スルニ

差支ナカルヘキカ。唯本組中、湯本役場下湯川村（川溪、大巢子、一ノ渡、酸漿、二幣地等ノ合併称）ハ、上三寄村役場下高川村（黒森、闇川ノ合併称）ト共ニ、深山溪谷ノ間ニ介在シ、常ニ採薪焚炭ヲ業トシ、質朴鄒野、社會ノ形態ハ豪モ其ノ耳ニ入ラス、其ノ心ニ留メス。故ニ民度隨テ低ク、且ハ、郡中最一ノ貧位ニ居リ、到底自治ノ力ナシ。藩政ノ際ハ、此村落ヲ総テ山郷ト唱ヒ、一種特別ノ取扱ヲナセリト云フ。又上三寄役場下ノ内、雨屋村、上三寄村、高川村ノ三ヶ村ハ、藩政ノ際、本組内ニ係リシト雖トモ、闇川橋以南上小塩村、荻牧村、大川村ノ三ヶ村ハ、公領地ニ屬シ、小出組内ニ入り、南会津郡ニ接シ、田島村代官所ノ所管タルトコロニシテ、民度ハ前湯川村、高川村ニ同シク極メテ幼稚ノ地位ニ居レリ。

橋爪組

本組ハ北会津郡古館村役場下全体之ニ係リ、他ハ悉ク大沼郡ニシテ、藩政ノ際ハ各組中ニ擢テ尤慥悍無頼ノ俗ヲ極メタリト云フ。現今ニ至リ、尚ホ遺風ヲ存シ、頑迷無識ノ徒多ク、動モスレハ施政上ノ針路ニ障害ナシトセス。即チ、古館村役場下ノ如キ現ニ、北会津郡ノ所轄ナリト雖トモ、其ノ境域専ラ大沼郡ニ係レルヲ以テ、民俗氣象總テ同郡高田組ニ異ナル事ナシ。』

高田組

本組ノ全体ハ凡テ大沼郡ニ係レリ。組下高田村二代官所ヲ置

キ、本組及会津、大沼兩郡ニ跨ル中荒井ノ兩組ヲ支配ス。

中荒井組

本組ハ元ト会津、大沼ノ兩郡ニ跨レリ。其ノ会津郡ハ即チ、現今ノ北会津郡ニシテ、當時、下荒井村役場下ノ村落悉ク之ニ係リ。其ノ地勢ハ橋爪組ト相接スルモ、同組ニ比スレハ民度稍進ミ、且ツ、村勢概シテ貧シトセス。加フルニ、各村部落甚タ小ナラサルヲ以テ、獨立自治ニ差支ナカルヘシ。本組及橋爪組ハ、総テ鶴沼川（大川）以西ニ在ルヲ以テ、人情風俗専ラ大沼郡高田ニ近似シ、若松近傍ノ風習』ヲ享クルモノ稀ナリト思ハル。

高久組

本組ハ元ト会津郡ニシテ、現今北会津郡ナリ。高瀬、上高野役場下ノ村落全体此組内ニ係レリ。藩政ノ際、組下高久村二代官所ヲ置キ、本組及河沼郡青津組ノ兩組ヲ併管セリ。本組ハ若松市街ニ近接スルヲ以テ、概シテ若松ノ氣習ヲ帯ヒ、各組ニ比スレハ稍智識ノ度ヲ進メ、漸ク眼ヲ社會ノ形状ニ注クノ有様ニテ、就中、高瀬役場下ノ村落ハ、概シテ民戸饒富ヲ呈シ、獨立自治ノ精神ヲ抱クモノナシトセス。唯独リ恐ルヽトコロノモノハ、民俗少シク狡猾陰險ノ風ヲ養成シ、天稟ノ良質ヲ毀傷スルノ嫌ナシトセス。然トモ本組ノ如キハ、先以テ當郡村落中、民度ノ尤モ上進セ』シモノト云フテ可ナルヘシ。

青津組

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に關わる史料

河沼郡ニ屬シ、會津郡高久組ト代官所ヲ一ニスト雖トモ、民情風俗ハ兩組各其趣ヲ殊ニスト云フ。本組ハ現ニ河沼郡ニ係ルヲ以テ、茲ニ掲クルノ要ナシト雖トモ、高久組代官所ニ關係アルヲ以テ特ニ之ニ提出ス。

福良組

安積郡ニ屬シ、本組下赤津村ニ代官所ヲ置キ、本組及會津郡原組ヲ支配ス。

原組

元ト會津郡ニシテ、現今、北會津郡共和村役場下ノ村落悉ク之ニ係ル。三面山ヲ負ヒ、東一面猪苗代湖ヲ擁シ、其間概ネ界濕汚漚（俗ニ谷地ト唱フ。）ノ地タリ。』土地瘦薄、田園多カラズ。地勢尤モ高く、風烈シク、寒威強ク、北會津郡中ノ山郷ニシテ、土民率ネ採薪焚炭漁業ヲ事トシ、地形風俗、別ニ一境ヲ成シ、施政上時トシテ特制ヲ施サ、ルヲ得サル場合ナキニシモアラス。土民ハ頑冥偏固ナレトモ、専ラ質朴ノ風アリテ、若松地方各組トハ殆ト其ノ人種ヲ異ニスルノ想アリ。社会ノ形勢等ハ一向之ヲ不問ニ置キ、恰モ前掲ノ湯本役場下ノ湯川村、上三寄役場下ノ高川村ト同一様ナリトス。

代田組

河沼郡ニ屬シ、本組下廣田村ニ代官所ヲ置キ、本組及會津郡滝沢組ヲ支配ス。

滝沢組』

元ト會津郡ニシテ、現今、北會津郡上蚕養役場下ノ村落悉ク之ニ係レリ。本組ハ、若松市街ト尤モ相接スルヲ以テ、人煙殊ニ繁ク、村落多ク、重モ二山麓ニ沿フテ居ヲ占ム。土地肥沃、民庶甚タ貧シトセス。民度ハ高久組ト略ホ相似テ、稍時事ヲ知得シ、獨立自治ニ差支ナカルヘシ。

村落ノ区画、民度、概ネ此ノ如クニシテ、而シテ若松市街ハ別ニ一區ヲ成シ、藩政ノ際ハ町会所ナルモノヲ置キ、町奉行ニ於テ之ヲ直轄管理シ、村落ト其制ヲ異ニセリ。民度ハ旧藩士及商工相雜ハリ、其ノ程度一ナラスト雖トモ、之ヲ概スルニ其心ヲ時事ニ留メ、社会之形勢ニ注目スルノ人ハ、蓋シ十中ノ一ニシテ、他ハ皆因循姑息ニ安ンシ、勇猛進取ノ氣象ニ乏シク、兎角ノ風潮ニ伴フ能ハス。然トモ元ト巨鎮ノ城市ナルヲ以テ、戸口稠密、物貨輻集、會津地方ノ樞軸ニ位スルヲ以テ、敢テ獨立自治スルニ容易ナリトス。』

【史料十二】「進第一一六七號 民度區域諸項目取調之義ニ付上申」（北會津郡長から福島縣知事宛の訓令庶秘第弍弍号に対する進達）、明治二十年十一月十五日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

進第一一六七號

民度區區域諸項目取調之義ニ付上申

本年九月訓令庶秘第貳號民度帳之諸項目、四方部丈ケ別紙之通取調及進達候条。残ル一方部ノ分ハ、現ニ取調之都含有之候間、向フ数日間御猶豫相成度、此段上申候也。

明治二十年十一月十五日

福嶋縣北會津郡長 諏訪伊助 ㊦

福嶋縣知事 折田平内殿

追而調書中ニ記載ナキモノハ、該方部内ニ無之事項ト御承知相成度、此段添申候也。』

北會津郡上小塩村、苜牧村、大川村（旧御藏人ノ部）』

北會津郡上小塩村、苜牧村、大川村（旧御藏人之部）

（一）氣候

極寒三十度、十二月及翌年一月ノ交（華氏）。極暑九十五度、七月及八月初旬。

冬北風多ク、北風最モ寒烈。

夏西風多ク、東風稍炎熱。

東風ハ雨ヲ催フシ、西風ハ晴ヲ徵ス。

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

概ネ十月霜降、十一月下旬雪降、十二月下旬積雪、翌年四月初旬融解。風雨ハ時トシテ害ヲナス事アルモ、洪水等ノ害ヲナセシ事ナシ。

（二）地形

此方部ハ山郷ニシテ平地少ナク、山ノ最高ヲ大戸嶽 直立四百七十丈餘トス。山脈起伏方部ノ背ヲ擁シ、西南大川ヲ隔テ、小野嶽、直立四百丈餘ニ相對ス。其平地ヲ占ムルハ極メテ狭少ニシテ、村落ハ川ヲ抽ンズル平均二十間ノ高キニ在リ。故ニ毎戸、井ノ鑿ツヘキナリ。通常ノ飲水ハ、重モニ大川ノ流ヲ汲揚クルカ、又ハ溪谷ノ瀝水ニ頼ル。亦以テ其ノ高土タルヲ徵スヘシ。

幅十間以上ノ川流ハ、即チ前面ヲ通過スル大川ノ一線ニシテ、此川ハ源ヲ南會津郡荒海嶽、及岩瀬郡鶴沼ヨリ発シ、此部内ヲ經過スルハ、僅々二里餘ニ過キス。其他、幅五間餘ノ川ハ、即チ此方部二横ハレル闇川ニシテ、水源ハ旧闇川村地内三輪山ニ発シ通過スル。凡ソ二里餘ニシテ、大川ニ注ク。

仮定縣道壹等、本部ノ西南端ヲ通ス。此里程凡ソ二里餘。

大戸嶽尤モ高山ニシテ、頂ニ大戸神社ヲ奉祠ス。毎年『旧曆六月廿一日參詣人登山ス。雪十月下旬初テ降り、翌年六月消ユ。』

大川ハ最大ノ川流ナレトモ、河底浅クシテ岩礁突起シ、為メニ舟楫ノ便ヲ欠ク。材木ハ筏ニ組ンテ流下シ、又ハ切り流シ等ノ類アリ。

山又ハ川ニ測量標點等ナシ。礦物ナシ。

(三) 耕地宅地 各位近年ノ平均ヲ掲ク。

上田	全	壹反歩	米実収穫	一石貳斗
	全		賣買地價	拾五円
	全		券面地價	貳拾四円
	全		小作	例ナシ

田 中田	全	壹反歩	米実収額	九斗
	全		賣買地價	拾円
	全		券面地價	拾七円
	全		小作	例ナシ

下田	全	壹反歩	米実収額	三斗
	全		賣買地價	五円
	全		券面地價	六円
	全		小作	例ナシ

下等ノ内、最下等ニシテ世間稀ナルモノト認ムルモノナシ。
多ク早稲ヲ作ル。

收穫米ハ、部内人民ノ常食ノ一分ヲ補フニ過キスシテ、九分ハ
若松ヨリ購入ス。

吠ヲ用ユ。但、四斗入俵ヲ用キス。』

稲ハ秋期蒔取後、直チニ叉手ニ掛ケ、天日ニ晒ラス。凡ソ一ケ
月間ニシテ之ヲ自宅ニ運搬シ、直チニ之ヲ扱キ、之ヲ磨シ、之
ヲ簸シ、而シテ之ヲ吠ニ藏ムルノ慣例ナリ。元ト此方部ハ、稲

作極メテ僅々ニシテ、別ニ方法上ニ改良ノ廉ナシ。

上畑	全	壹反歩	麦実収額	八斗二升
	全		賣買地價	拾貳円
	全		券面地價	拾八円
	全		小作	例ナシ

畑 中畑	全	壹反歩	麦実収額	五斗八升
	全		賣買地價	拾円
	全		券面地價	拾三円
	全		小作	例ナシ

下畑	全	壹反歩	麦実収額	貳斗五升
	全		賣買地價	五円
	全		券面地價	五円七拾錢
	全		小作	例ナシ

下等ノ内、最下等ニシテ、世間稀ナルモノト認ムルモノナシ。
多ク大麦ヲ植ユ。

麦ハ部内ノ食料ニ充ツ。

每村作物所得ノ利、異同ナシ。

田畑共小作預ケノ旧慣ナシ。

田畑共近年ノ收穫、増減ハ左ノ如シ。

米	九斗	十八年	十九年	二十年
	八斗			壹石

麦 一 五斗八升一 五斗二升一 六斗二升一

右増減ノ理由ハ、敢テ耕作法ノ改良又ハ培養ノ厚薄等ニ原因
スルニアラスシテ、専ラ天然氣候ノ順否ト風雨ノ適否ニ因ル。

耕作法ハ近方部ト異ナル廉ナシ。

例年東風ノ為メニ耕作物ヲ害セラルヽアリ。

古来ヨリ水損ノ憂ナキモ、旱損ハ大率ネ三年間一度ノ平均ヲ免レス。

米五ヶ年間水災又ハ雹災ノ為メ、皆無ニ罹リ又ハ著シキ收穫ヲ減セ
シ事ナシ。

部内上小塩村ニ、當テ沢堰ト唱フルアリテ、方部ノ田地ニ灌漑ス。

但、此堰ハ、特ニ引鑿チタルモノニ非スシテ、山間ノ溪流ヲ集合シ
テ一ノ堰ヲナセシモノナリ。此他、利害ニ関スル大土功ナシ。』

上	券面地價	拾貳円七拾七錢八厘	賣買代價	同上	借地料	貳拾錢
中	全	拾壹円九拾四錢九厘	賣買代價	同上		
下	全	ナシ				

(四) 町村戸口地租

村、三ヶ村。地租、四百六拾円四拾錢。

内 百戸以上ノ村ナシ。

置縣後分合村及名称ハ左ノ如シ。

大川村 (桑原村、舟子)

上小塩村 (古来ヨリ小塩村ト唱ヒシモ、明治八年(上)ノ一字

ヲ冠シ、上小塩村ト称セシ故ハ、南會津郡ニ全村名

戸数

アルヲ以テ、(上)ノ一字ヲ冒シ之ヲ區別セリ。

華士族 ナシ。

平民 百六戸。

近年漸次減少ノ傾キアリ。其故ハ、自治ノ途ニ窮シ、往々一戸ヲ

舉ケテ他地方へ轉住スルモノアルニ因ル。

人口

華士族 ナシ。

平民 七百四十七人。

近年稍増加ノ傾アリ。其故ハ、戸数漸ク減少スト雖トモ、毎年出産
者ノ数ヲ増スヲ以テ、人口ハ漸次増殖ノ傾向アル所以ナリ。

(五) 風俗生計

上等 一家一ヶ年ノ生計費、百円。

中等 一家一ヶ年ノ生計費、六十円。

下等 一家一ヶ年ノ生計費、三十円。

衣服

上等 平常木綿ノ角袖ヲ着シ、職業ノ際ハ『木綿ノ筒袖ヲ服

シ、腰以下ニ猿袴ト唱フルモノヲ着ス。

中等 前ト略ホ全シク、品質粗悪ナルモノ。

下等 平常麻ヲ以テ織リタル荒布ノ筒袖ニ、腰以下ハ全地ノ猿

袴ヲ穿ケ、寒中ニ至レハ、右着料ニ僅カノ綿ヲ挿入ス。

儀式及晴レノ場へ出ツルトキハ、上等ノモノハ、木綿衣服ニ絹羽織ヲ着シ、袴ハ小倉織ヲ用ヒ、蝙蝠傘ハ多ク縹子張ニテ、下駄ハ重モニ皮緒ニ朴材ノ類ヲ穿テリ。冠リ物ハ一切之ヲ用キス。下等ノモノハ、木綿ニ粗悪ナル木綿羽織ヲ着シ、袴ハ一時他ヨリ借受ケ極メテ粗製ノ木綿織ヲ用ユ。蝙蝠傘ハ専ラ巾巾張ノ類ニシテ、下駄ハ菅緒ニ朴材ノ類ヲ用ユ。但、祭礼』等ノ節ハ、上下等共羽織ヲ着スルノミニテ、着袴セス。

外国ノ風ヲ學フモノナシ。

食物

上等 一日三食 米二分麦八分。

中等 一日三食 米一分麦又ハ粟九分。

下等 一日三食 麦又ハ粟二千シ菜、大根等ヲ雜ユ。

但、冬分ハ二食ノモノアリ。

會飯ノ習慣ハ春秋二期ニ山祭ト唱ヒ、一村擧テ相集リ、餅及酒ニ口腹ヲ喜ハシメ、前后三日間位休業スルノ例ナリ。其他二百十日ト唱フル風祭及雷神祭等アリテ、村々相會シ、餅ト酒トニ祭意ヲ表ス。其外旧村毎ニ鎮守祭アリテ、老弱男女ノ別ナク』鯨飲飽食、無上ノ快樂トナス。

自家用料酒造戸数 四十二。

家屋

上等 建坪、三十五坪。茅葺。

借地料并地代共、一ヶ月、金貳拾錢。

中等 建坪、三十坪。茅葺。

借地料并地代共、一ヶ月、金拾五錢。

下等 建坪、二十坪。茅葺。

借地料并地代共、一ヶ月、金拾錢。

新築上中等一坪凡六円、下等ハ四円。木材ハ悉ク所有山ヨリ之ヲ弁ス。又所有山ナキモノハ、一村ノ共有山ヨリ伐採セリ。概シテ此方部ハ山郷ナルヲ以テ、木材ヲ他ニ仰ク等ノ不便ナシ。』

凡日用品中、薪炭、味噌、野菜等ハ、自家ニ於テ之ヲ弁スルモ、塩、醬油、油、呉服、反物ノ類ハ、悉ク若松ニ供給ヲ仰ク。

此方部内ニ冠タル財産家ナシ。

縣會議員、選舉、被撰挙人員ハ左ノ如シ。

選舉權人、十人。

被撰挙人、ナシ。

徵兵適齡人員、合格人員、服役人員ハ左ノ如シ。

適齡人員 五人。

合格人員、四人。

服役人員、一人。

(六) 物産

繭 二拾石』

但、繭ノミニシテ、生絲ノ製造ナシ。

桑 二千六百貫目。但、沓反歩摘葉ノ日方千百貫目。三ヶ年以來、沓貫目ノ時價ハ左ノ通。

十八年 十九年 二十年
五錢 三錢 十錢

養蚕ハ年々振起ノ有様ニシテ、蚕種ハ重モニ伊達郡地方及若松ヨリ購入ス。飼養方法ハ普通ノ例ニヨリ、別ニ改良等ノ廉ナシ。

桑苗植立ノ本数、三千本。但、三ヶ年以來ノ分。牧畜

馬、七十三頭、耕馬。

此部内ハ元ト産馬地ニ非ルヲ以テ、之カ景況ヲ掲クルニヨシナシ。唯、三ヶ村相合シ、株主惣代一人ヲ相立テ、岩瀬郡須賀川産馬會社ニ加入ス。』

牛、ナシ。

牧場并ニ屠殺、搾乳等ノ類、ナシ。

鶏、豚、羊、製茶、漆器、陶器、製塩其他、特ニ掲クヘキ特有物産ナシ。

(七) 職業

農、七百四十人。商、六人。工、一人。

酒屋、沓戸。菓子屋、一戸。

(八) 學事

尋常小學校分教室、二ヶ所。學齡兒童ノ數、男、六十人、女、七十五人。

就學生ノ數、男、二十五人、女、ナシ。不就學兒童ノ數、男、三十五人、女、七十五人。

(九) 宗教

人民ノ信仰スル宗旨ハ、真宗及真言宗ナレトモ、元ト是レ祖先以來ノ宗旨ヲ墨守スルニ過キスシテ、』他ニ特別ナル事實アリテ、帰依スルモノニアラス。故ニ之カ現況ヲ掲クルニ由ナシ。寺院、一ヶ寺、真言宗。教會所、ナシ。基督教、行ハレス。

(十) 物價

此方部ハ、山郷ニシテ、薪炭、木材、麦、大豆、大根、野菜等ハ、家々自ラ之ヲ弁シ、其他ノ諸品ハ尽ク若松ヨリ購入スルヲ以テ、此部内限り記載スヘキ物價ナシ。

(十一) 衛生

地方病ナシ。近來、傳染病ノ流行ナシ。

出生、死亡ノ數、近來ノ増減ハ左ノ如シ。』

生死ノ年次	十七年	十八年	十九年
出生	十六人	十人	九人
死亡	八人	七人	八人

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

生命年齢平均数ハ、四十年。婚姻ハ、男ハ二十一年、女ハ十七年ヲ以テ普通トス。

(十二) 犯罪

処刑ノ尤モ多キハ、酒造税則違犯ナリ。
公賣處分ナシ。
身代限ナシ。

(十三) 諸税金及協議費

国税、六百四拾三円貳拾七錢六厘。地方税、百六十五円貳拾錢九厘。町村費、三百六拾九円五拾七錢。協議費、八拾五円五拾錢。

(十四) 雜件

農夫積雪中ハ、男ハ薪炭販賣、女ハ草鞋作等ヲ業トス。此部内ヨリ他地方エ出稼スルモノナシ。又他地方ヨリ出稼ニ来ルモノ僅々大工職ノ輩ニ止マリ、其他一切之ナシ。

一年概シテ鶏鳴ニ起キ、夜ハ九時ニ臥ス。夜業ハ重モノ藁仕事ニ従事ス。生来質朴ニシテ、極メテ職業ニ勉強ナリ。一ケ年定休日ハ、四月ヨリ八月迄ノ間、一ケ月僅カニ一回ノ休日アリ。其他、節句、祭日ヲ除クノ外、他ニ休日ナシ。又永日ノトキハ、昼休ト唱ヒ、毎日、午飯後一時間ノ休息時間アレトモ、短日ノトキハ、此ノ慣例ヲ廃止ス。
部内重モノ輸出品ハ左ノ如シ。

炭、八萬貫目。此金、千六百円。』

薪、三萬束。此金、貳百四拾円。

但、十九年ヨリ前三ケ年、輸出高ニ増減ナシ。』

北會津郡共和村、赤井村、原村、平瀧村、静瀧村（旧原組ノ部）』

北會津郡共和村、赤井村、原村、平瀧村、静瀧村（旧原組ノ部）

(一) 氣候

極寒三十度、十二月及翌年一月ノ交（華氏）。極暑九十度、七、八月ノ交。

冬、西風多ク、西風最モ寒冽。

夏、西風多ク、西風恒ニ炎熱。

東風、雨ヲ催シ、西風、晴ヲ徵ス。

概ネ九月霜落、十一月雪降、十二月積雪、翌年四月融解。

風雨ノ害、稀ニ来ルモ、洪水曾テ害ヲナス。

(二) 地形

西方ハ背炙峠ノ山脈ヲ負ヒ、東方ハ猪苗代湖ニ枕ミ、南方安積郡ニ接シ、北方ハ若松ト唇齒相通シ、地形山水ノ間ニ介在ス。平地甚少クシテ極メテ辺僻ノ山郷ナリ。背炙峠ハ直立二百五十丈、最モ高峻ナリトス。部内川流ニシテ、幅十間以上ニ渉ルモノナシ。只、原川ト称スル一川アリ。其幅三間稍大ナリトス。
縣道壹等部内ノ中央ヲ通ス。里程五里餘。

背炙峠ハ部内第一ノ高山ニシテ、此ノ絶頂ヲ越ユレハ、一蹴若松ニ達スルノ捷路ナルヲ以テ、常ニ二徑ノ山道アリテ往来ヲ通ス。十一月雪初メテ降り、翌年五月消雪ス。

原川、舟楫ヲ通セス。

経沢山ニハ金銀ノ鑛物ヲ出ス。

(三) 耕地宅地 各位近年ノ平均ヲ掲ク。』

上田		中田		下田	
全	壹反歩	全	壹反歩	全	壹反歩
全	米実収額	全	米実収額	全	米実収額
	一石二斗	全	九斗	全	四斗
全	賣買地價	全	賣買地價	全	賣買地價
	拾五円	全	九円	全	五円
全	券面地價	全	券面地價	全	券面地價
	三拾円	全	貳拾円	全	八円
全	小作米	全	小作米	全	小作米
	四斗五升		三斗		二斗

下等ノ内、最下等ニシテ世間稀ナルモノハ、其収額、二斗。此賣買地價、二円。』

多ク早稲ヲ植ユ。

収穫米ハ僅カニ部内人民ノ常食ニ充ツルニ止マリ、一粒タモ他ニ輸出スルナシ。

俵ヲ用エス。糊ノ俵、板倉ニ收藏ス。

晩秋刈取後、尽ク之ヲ地面ニ乾燥ス。之ヲ地干シト唱フ。又村ニヨリ、又手ノ細木ニ連ネ燥カスモノアリ。之ヲ掛干シト唱フ。其慣行一様ナラス。蓋シ乾燥ノ速ナルハ、地干シヲ良トスレトモ、干シ場ノ廣狭ニヨリ、止ムヲ得ス掛ケ干シヲ行フ。刈取后、凡ソ一ヶ月間程乾燥シ、然ル後、自家へ運搬累積シ、稍経テ之ヲ稲扱ニ擧クルノ慣例ナリ。別ニ改良ノ廉ナシ。』

上畑		中畑		下畑	
全	壹反歩	全	壹反歩	全	壹反歩
全	麦実収額	全	麦実収額	全	麦実収額
	二石	全	一石八斗	全	一石五斗
全	賣買地價	全	賣買地價	全	賣買地價
	拾円	全	八円	全	五円
全	券面地價	全	券面地價	全	券面地價
	八円	全	七円	全	五円
全	小作	全	小作	全	小作
	例ナシ		例ナシ		例ナシ

下畑ノ内、最下等ニシテ世間稀ナルモノハ、其收穫、五斗。此賣買地價、貳円。』

麦ハ大麦ヲ作ル。

麦ハ部内人民ノ食料ニ充ツルモ、元ト作付甚タ僅少ナルヲ以テ、纔力ニ常食ノ幾部ヲ補フニ過キス。

各村ノ作物相等フシテ、特ニ異同ナシ。

田畑小作預ケノ旧慣ハ、諸納金及ヒ総テノ諸費ヲ悉ク地主ノ負擔トシ、小作人ハ單ニ耕作ノ勞ニ服シ、收穫ノ内毎年前掲ノ小作米ヲ地主ニ償フノ事實ナリ。而シテ、相互約定證書等ノ契約ナク、専ラ信用小作ノ旧慣ナリ。

田畑共昨年ハ、前々年ヨリ其收穫ヲ増シ、本年ハ昨年ニ比シ、亦稍増收ノ結果ヲ得。其理由ハ敢テ、耕作法ノ改良又ハ培養ノ厚薄等ニ因ルニアラスシテ、只天災氣候ノ循環其宜キヲ得ルノ致ストコロ。即チ部内ノ如キハ極メテ灌溉ニ乏シキヲ告ケ、其ノ旱損ニ羅ラサルノ年ハ甚タ稀ナリトス。夏季降雨多キトキハ、稍相應ノ收穫アルモ、之ニ反シ、雨水少シク不足ヲ告クレハ、收穫上著シキ減少ヲ来ス。耕作法ノ近方部ト特異ナルモノナシ。

例年霜又ハ風ノ為メニ、稻及蕎麥等害ヲ被フル少シトセス。旱損ハ概ネ年々ニシテ、年トシテ多少ノ害ヲ受ケサル稀ナリトス。一村若シクハ二村皆無ニ係リ、其他ノ村々ハ、特ニ著シキ收穫ヲ減スルノ類ハ、概スルニ五ヶ年間ニ一度ノ割合ニ居レリ。

水災又ハ雹災等ノ害ナシ。

各村ノ灌溉ハ悉ク、溜井ヲ用ユ。故ニ到ルトコロ山嶺ニ大ナル溜井ノ設アラサルハナシ。此地、掲クヘキ大土功ナシ。』

上 券面地價 拾貳円 賣買代價 貳拾円 但、地所限借地料ノ例ナシ
中 ナシ
下 全前 拾円 賣買代價 拾三円 但、地所限借地料 例ナシ

(四) 町村戸口地租

村、五ヶ村。地租、貳千九百貳拾九円貳錢七厘。

内 百戸以上ノ村、一ヶ村、原村

置縣後分合ノ町村及名称ハ左ノ如シ。

赤井村（赤井村、笹山 共和村）上馬渡村、下馬渡村

平瀧村（東田面村、経沢村 静瀧村（寄川村、中田村）

戸數 四百五十八戸

士族 二戸

平民 四百五十六戸

近年ノ増減ナシ。』

人口 三千三十七人

士族 五人

平民 三千三十二人

近年増加ノ傾アリ。其故ハ、死亡者ノ年々其數ヲ減スルト、出生者

ノ漸次其数ヲ増スニ因ル。

(五) 風俗生計

- 上等 一家一ケ年ノ生計費、百円。
中等 全 一ケ年ノ生計費、六十円。
下等 全 一ケ年ノ生計費、貳拾円。

衣服

- 上等 平常ハ木綿ノ角袖ヲ着シ、襦袢ハ多ク真岡織又ハ木綿ノ筒袖ヲ服シ、職業ノ際ハ麻織ノ筒袖ヲ上着ニシ、木綿織ノ筒袖ヲ下着ニシ、腰以下ニハ猿袴ト唱フル木綿製ノモノヲ着ス。

- 中等 前ニ比スレハ、上着、下着共品質稍粗悪ナルモノ。
下等 品質前ニ全ジ。唯極メテ襪褌ナルモノ。且ツ、平常及就業ノ際共、専ラ筒袖ヲ着シ、曾テ角袖ヲ用キス。

儀式及晴レノ場へ出ツルトキハ、上等ハ絹羽織ニ絹袴ヲ着シ、下駄ハ重モニ革緒ニ桐材ノ類ヲ穿チ、蝙蝠傘ハ絹張、又ハ縞子張ヲ用キ、冠物ハ一切之ヲ蒙ラス。下等ハ、木綿羽織ニ葛布製ノ袴ヲ着シ、下駄ハ菅緒ニ朴材質ノ類ヲ穿チ、蝙蝠傘ハ重モニ金巾張ヲ用キ、冠物ハ一切之ヲ蒙ラス。且ツ、最下等ニ至テハ、時トシテ羽織ノミヲ着シ、着袴セサルモノ往々之アリ。又祭礼ハ、上下ニ論ナク、羽織ノミニテ袴ヲ用キス。
外国ノ風俗ヲ學フ等ノ如キハ絶テ無シ。

食物

- 上等 一日三食、米飯。
中等 全、米ハ六分ニシテ、菜蔬四分ヲ雜ユ。
下等 全、米ハ二分ニシテ、干菜々蔬南瓜等八分ヲ雜ユ。
但、時トシテ二食ノモノヲ見ル。

會飯ノ大ナルモノハ、春秋二期山祭ト唱ヒ、全村相集ヒ、餅及酒ニ口腹ヲ樂シメ、前後三日間程休業スルノ例アリ。其他日待講ナルモノアリテ、一村集合シテ、酒ヲ用ユ。又二百十日ト唱ヒ、村々ノ鎮守社ニ集マリ、其ノ事實ハ日待講ニ全シ。其外各村ニ鎮守祭アリテ、親戚郷党相會シ、酒ト餅トニ祝意ヲ表ス。
自家用料酒造戸數、百八十五戸。

家屋

- 上等 建坪、三十六坪。屋根茅葺。
借家料并ニ地代共、一ケ月、金四拾錢。
中等 ナシ。
下等 建坪、三十坪。屋根茅葺。
借家料并地代共、一ケ月、金貳拾錢。
新築上等一坪六円、中等ナシ、下等ハ四円。
木材ハ、重モニ各自ノ所有山ヨリ之ヲ弁ス。又所有ナキモノハ數人ノ共有山等ニ需ム。概シテ此方部ハ山郷ナルヲ以テ、木材ヲ他方部ニ仰ク等ノ事實ナシ。

凡日用品中、薪炭、味噌、野菜等ハ、他ニ之ヲ仰カサルモ、『醬油、油、塩、呉服、反物等ハ、尽ク若松ヨリ購入ス。

此方部内ニ冠タル財産家ナシ。

縣會議員、選舉、被選舉人員左ノ如シ。

撰舉人、二百六十九人。

被撰舉人、四十人。

徴兵適齡人員、合格人員、服役人員左ノ如シ。

適齡、二十三人。

合格、十人。

服役、四人。

(六) 物産

繭 貳石。

但、繭ノ外ハ生糸等ノ製産ナシ。

桑 千貳百貫目。但、壹反歩摘採ノ目方百二十貫目。三ヶ年以來』

ノ壹貫目時價ハ左ノ通り。

十八年、五錢。 十九年、四錢。 二十年、拾錢。

從來、此方部ハ養蚕ノ業ヲ忽諸ニ付セシカ、數年以來、大ニ眼ヲ此業ニ注ギ、近年ニ至ラハ、各村到ルトコロ振起ノ景況アリ。桑ハ自家ノ栽植ヲ用キルアリ、或ハ他ヨリ之ヲ購フアリテ一樣ナラス。蚕種ハ重モニ若松及伊達郡地方ヨリ購入シ、飼育方法ハ一般ノ通例ニヨリ別ニ改良ノ點ナシ。且ツ、養蚕者ハ、概シテ成繭ノ俣之ヲ嚮賣

シ、生糸ノ製造ハ曾テ之ヲ見ス。

桑苗木植立ノ本數、八千本。但、三ヶ年以來ノ分。

牧畜

馬、四百九十頭、耕馬。

此方部ハ、産馬ノ地ニ非サルヲ以テ、之カ事項ヲ掲クルニ『由ナシ。只若松ニ須賀川産馬会社ノ支社之アルヲ以テ、部内人民中ニ惣

代二名ヲ立テ、之カ株主ニ加入セリ。

牛、三十頭、駄牛。

牧場及屠殺、搾乳等ノ事實ナシ。

農、貳千九百九十七人。商、二十八人。工、十人。雜業、二人、内

(七) 職業

漁、二人。

尋常小学校、一、分教室、三。

(八) 學校

學齡兒童ノ數、男、二百九十七人、女、二百七十三人。

就學生ノ數、男、百八十三人、女、九人。

不就學兒童ノ數、男、百十四人、女、二百五十四人。

人民ハ、重モニ真言宗派ニ傾キ居ルト雖トモ、元ト祖先以來ノ宗旨

(九) 宗教

ニ從フニ過キスシテ、別ニ宗教ノ邪正、醇醜等』ニ意有テ婦依スル

ノ現況アルニアラズ。

寺院ノ數、五ヶ寺。真言宗、浄土宗。
基督教ハ一切行ハレス。

(十) 物價

米、麦、大豆、野菜、木材等ハ、悉ク自個ノ産ヲ以テ需用ニ供シ、
酒、其他絹布等ノ類ハ、皆若松ヨリ購入スルヲ以テ、此方部ニ在ラ
ハ、物價ノ事項ヲ掲クヘキナシ。

(十一) 衛生

地方病ナシ。

近年傳染病ノ流行ナシ。

出生死亡ノ數、近来ノ増減ハ左ノ如シ。

生死ノ年次	十七年	十八年	十九年
出生	四十六人	三十九人	五十人
死亡	四十二人	三十七人	三十四人

生命年齢平均、三十五年。婚姻ハ男、二十年、女ハ十五年ヲ以テ普
通ノ慣例トス。

(十二) 犯罪

適々、徴兵規避ノ犯罪アルモ、他ニ記載スヘキ罪名ナシ。

公賣處分ハ、一昨年迄非常ノ多キニ上ボリシモ、昨年以降漸次其數ヲ
減シ、地租割ノ如キニ至テハ、一人トシテ之カ所分ヲ決行セシモノナ
シ。唯戸數割ハ、本年第一期地方稅ニ當リ、數人ノ処分者ヲ見ル。

身代限モ前項ト全シク、昨年以降大ニ其數ヲ減シ、已ニ本年中ニ當

リ、之カ宣告ヲ受ケシモノ僅々二名ヲ出テス。

(十三) 諸税金及協議費

国税、貳二千九百六拾壹円七拾貳錢七厘。

地方稅、千三百四拾三円七拾七錢五厘。

町村費、千二百五拾三円貳拾錢貳厘。

協議費、四百拾九円八拾錢。

(十四) 雜件

積雪中ハ、男ハ薪炭販賣、又ハ藁業等ニシテ、女ハ重モニ裁縫ニ従
事セリ。此方部ヨリ他國ニ出稼スルモノハ、多ク樵夫ノ業ヲ以テ目
的トセリ。此ノ出人員甚少シ。又越後地方等ヨリシテ此方部ニ出稼
スルモノハ一切之ナシ。

部内概シテ、朝六時ニ起キ、夜十時ニ臥ス。夜業ハ、重モニ藁仕事
ヲ專トセリ。總テ此方部ハ、生來質朴ニシテ、職業ニ勉強セリ。一
ケ月旧曆ヲ以テ、朔日、十五日、二十五日ノ三度ヲ以テ定休ノ度
トナスアリ。或ハ右定日ヲ豫定セス、雨天等ヲ見計ヒ、適宜休業ス
ルノ村アリテ、毎村一様ナラス。其他、節句、祭日ハ凡テ休業ト
ス。又永日ノ候ニ限り、昼休ト唱ヒ、毎日午飯后一時間ノ午睡ヲ食
ホルノ慣行アルモ、短日ノ候ハ、此例ヲ廢止ス。

炭、十萬貫目、此金、貳千円

薪、六十萬束、此金、四千八百円

但、十九年ヨリ前三ヶ年間輸出高増減ナシ。』

北會津郡湯川村之部』

北會津郡湯川村之部

(一) 氣候

極寒三十度、十二月及翌年一月ノ交（華氏）。極暑九十度、七、八月ノ交。

冬、西風多ク、西風最モ寒烈。夏、西風多ク、西風恒ニ炎熱。

東風、雨ヲ催シ、西風、晴ヲ徵ス。

概ネ十月霜降、十一月雪初テ降、翌年一月積雪、四月融解。

風雨洪水等、害ヲナセシ事ナシ。

(二) 地形

山脈蜿蜒左右二横ハリ、湯川ノ一水其間ヲ通ス。而シテ部落川ニ沿フテ點在シ、東安東峠ニ至テ止マル。山ノ最モ高キヲ大野山、箕輪山トス。直立各二百七十丈餘、此地方ハ総テ山郷ニシテ平地甚タ稀ナリ。』

幅十間以上ノ川ナシ。湯川ハ、其幅四間。本部中尤モ大ナリトス。

大野山、箕輪山ハ、本部第一ノ高山ニシテ、十月降雪、翌年四月下旬融解。

旬融解。

湯川ハ水浅ク、石出テ舟楫ヲ通セス。

鑛物等ノ産出ナシ。

(三) 耕地宅地 各位近年ノ平均ヲ掲ク。

上田		中田		下田	
全	壹反歩	全	壹反歩	全	壹反歩
全	米実収額	全	米実収額	全	米実収額
全	賣買地價	全	賣買地價	全	賣買地價
全	券面地價	全	券面地價	全	券面地價
全	小作米	全	小作米	全	小作米
	例ナシ		例ナシ		例ナシ
	拾五円		拾貳円		六斗
	貳拾八円		拾六円』		六円
					六円六拾八錢

下等ノ内、最下等ニシテ世間稀ナルモノハ、其收穫、二斗、賣買代價、三円。

多ク早稲ヲ作ル。

收穫米ハ部内人民ノ常食三分ヲ補フニ過キス、他ノ七分ハ尽ク若松ヨリ購入ス。

吠ヲ用キ、重モ二四斗入。但、俵ハ用キス。

晩秋刈取後、直チニ地上ニ撒布シテ、之ヲ天日ニ曝晒ス。

唱ヒテ地干シト云フ。乾燥略ホ全キヲ待チ、之ヲ自家ニ運搬ス。而シテ後之ヲ扱キ、之ヲ磨シ、『之ヲ簸シテ収蔵ス。別ニ改良ノ廉ナシ。』

上畑 全 壹反歩 麦実収額 例ナシ
 全 賣買地價 拾貳円

全 券面地價 拾三円五拾錢
 全 小作 例ナシ

畑 中畑 全 壹反歩 麦実収額 例ナシ
 全 賣買地價 八円

全 券面地價 八円
 全 小作 例ナシ

下畑 全 壹反歩 麦実収額 例ナシ
 全 賣買地價 四円

全 券面地價 六円五拾錢
 全 小作 例ナシ

下等ノ内、最下等ニシテ世間稀ナルモノハ、賣買代價、貳円。』
 麦ハ一切之ヲ作ラス。

本部内字大巢子ト唱フル部落ニ於テハ、藍ノ所得最モ多シ。
 田畑共、小作預ケノ旧慣ナシ。

田ノ近年收穫増減ハ左ノ如シ。斯ク差違アル所以ハ、敢テ耕作法等ニ改良ヲ加ヘシ故ニ非スシテ、専ラ當年氣候ノ順和ニ因ル。但、此

方部ハ、降雨多キ年ハ凶作ヲ来シ、旱天多キ年ハ、收穫ノ増加ヲ見ル。

十八年 ————— 十九年 ————— 二十年
 七斗 ————— 一石 ————— 一石二斗

麦ハ一切作ラサルヲ以テ、畑ノ收穫増減ヲ掲ケルニ由ナシ。耕作法ハ近方部ト特異ナルモノナシ。

例年霜若シクハ風ノ為メニ、桑、茶、耕作物等ヲ害セラレシ事ナシ。古来、旱損又ハ水損ヲ蒙リシ事ナシ。

水災又ハ雹災等ニ罹リシ事ナシ。此方部ノ利害ニ関スル大土功ナシ。

宅地 上 券面地價 貳拾円五拾錢 賣買代價 拾貳円 借地料 例ナシ
 中 全 拾四円貳拾八錢 全 八円
 下 全 拾零円六拾錢 全 八円

(四) 町村戸口地租

村、一ケ村。地租、貳百八拾三円六拾四錢四厘。置縣後分合村及名称ハ左ノ如シ。

湯川村 (大巢子、川溪、一ノ渡、中湯川、二幣地)

士族 ナシ。
 平民 五十九戸。

近年増減ナシ。
 人口

士族 ナシ。

平民 四百六十八人。

近年漸次増殖ノ景況アリ。其理由ハ、死亡者年ヲ遂ヒ減シ、出生者年毎ニ増加スルニ因ル。

（五）風俗生計

上等 一家一ケ年ノ生計費、百円。

中等 一家一ケ年ノ生計費、七拾円。

下等 一家一ケ年ノ生計費、三拾円。

衣服』

上等 平常八角袖ノ木綿ヲ着シ、職業ノトキハ筒袖ノ麻衣ヲ

服シ、腰以下ニハ麻地ノ猿袴ト唱フルモノヲ着ス。

中等 前ト稍全シ。

下等 衣服ノ装ハ前ニ全シキモ、極メテ粗悪ナルモノ。

儀式等晴レノ場へ出ツルトキハ、上等ハ絹呉郎ノ羽織ニ、小倉袴ヲ着、蝙蝠傘ハ重モニ金巾張ヲ用キ、下駄ハ概シテ小倉緒ニ朴材ノ類ヲ穿チ、冠リ物ハ一切之ヲ用キス。下等ハ、木綿縞ノ羽織ニ小倉袴ヲ用キ、蝙蝠傘ハ多分之ヲ用キス、下駄ハ菅緒ニ朴材、冠リ物ハ一切用キス。但、祭礼等ノ節ハ、單ニ羽織ノミヲ用ヒ、着袴セス。』
外国ノ風ヲ學フモノナシ。

食物

上等 一日三食、米飯。

中等 一日三食、米飯。

下等 一日三食、米五分ニ、稗粟又ハ蔬菜等ヲ雜ユ。

一、會飯ハ、春秋二期山祭ト唱ヒ、全村相集ヒ、餅酒ニ口腹ヲ飽カシメ、前後三日間位休業セリ。其他、大般若講ナルモノアリテ、旧村毎ニ相會シ、僧侶ヲ聘シ読經セシメ、終テ餅酒ヲ用ユ。又三夜講ナルモノアリテ、一村世話掛、惣代等ノ宅ニ集リ、其振合ハ前ニ全シ。又二百十日祭ナルモノアリテ、専ラ稲作ニ風災ナキヲ禱ルノ意ニシテ、一村ノ鎮守社ニ相集合シ、餅酒ヲ社前ニ捧ケ、敬意ヲ表ス。其他旧村毎ニ鎮守祭アリ』テ、親戚郷党相會シ、其振合ハ前ニ全シ。

自家用料酒造戸數、二十八戸。

家屋

上等 建坪、四十八坪。屋根茅葺。借屋料地代共、例ナシ。

中等 全、三十三坪。屋根茅葺。同断。

下等 全、十五坪。屋根茅葺。同断。

新築上等一坪凡六円、中等全シ、下等四円。

木材ハ、各自所有山ヨリ之ヲ弁ス。

凡日用品中薪炭、野菜ノ如キハ、自ラ之ヲ弁スルモ、米、味噌、醬油、油、呉服、反物等ノ如キハ、尽ク若松ヨリ購入ス。

本郡内ニ冠タル財産家ナシ。

縣會議員、選舉、被選舉人員ハ左ノ如シ。

撰擧権人、十八人。』

被撰擧人、一人。

徴兵適齡人員、合格人員、服役人員ハ左ノ如シ。

適齡、五人。

合格、三人。

服役、ナシ。

(六) 物産

養蚕家 ナシ。

但、土質、桑樹ニ適セス。故ニ栽植スルモノナシ。

牧畜

馬、五十頭、耕馬。

此方部ハ、産馬地ニアラサルヲ以テ、此カ景況ヲ掲クルニ由ナシ。

唯一、村株主惣代ヲ立テ、須賀川産馬會社エ加入ス。』

牛ナシ。

牧場ナシ。

部内特有物産ナシ。

(七) 職業

農、四百六十七人。工、一人。

(八) 學事

簡易小學校、一。學齡兒童ノ數、男、四十一人、女、五十人。

就學生ノ數、男、二十六人、女、ナシ。不就學兒童ノ數、男、十五

人、女、五十人。

(九) 宗教

人民信仰スル宗旨ハ、曹洞宗ナレトモ、元ト該宗ノ正邪、醇醜ニ意アリテ帰依スルニアラスシテ、唯、祖先以來、一定ノ宗旨ヲ墨守スルト云フニ過キス。故ニ、特ニ掲クヘキ現況ナシ。』

寺院及教會所等ナシ。

基督教、行ハレス。

(十) 物價

此方部ハ山鄉村ニシテ、前已ニ掲クル如ク、薪炭、野菜等ハ自家ニテ之ヲ弁シ、他ハ悉ク若松ヨリ購入スルヲ以テ、部内ニ当リ、物價ノ徴スヘキナシ。

(十一) 衛生

地方病ナシ。

近年傳染病ノ流行ナシ。

出生、死亡ノ數、近年ノ増減ハ左ノ如シ。

生死ノ年次	十七年	十八年	十九年
出生	十七人	九人	十三人
死亡	八人	八人	十人

生命年齢平均ハ三十五年。婚姻ハ男、十七年、女ハ十六年ヲ以テ普通トス。

(十二) 犯罪

犯罪ナシ。

公賣処分ナシ

身代限ナシ。

(十三) 諸税金及協議費

国税、貳百八拾四円六拾四錢四厘。地方税、百三拾三円四拾貳錢。

町村費、百九拾九円六錢壹厘。協議費、百六拾壹円。

(十四) 雜件

積雪中、男女共、薪炭販賣、或ハ山ニ入りテ炭材ヲ焚リ、平生、他
 国へ出稼スルモノナク、又、他ヨリ出稼ニ来ルモノナシ。

大凡ソ、午前三時ニ起キ、山ニ上ホリ、午後十時帰宅、『寝ニ就
 ク。睡眠時間僅々ナルヲ以テ、重モノニ夜業ニ従業セス。此方部ハ、
 生来極テ質朴ニシテ、極メテ職業ニ勉勵ス。一ヶ月旧曆ヲ以テ、朔
 日、十五日、二十四日ヲ定休日トナス。其他、節句、祭日等ハ凡テ
 休日トス。又此方部ハ、昼休ト唱フル午睡ノ慣例ナシ。

部内重モノ輸出品ハ左ノ如シ。

炭、三十万貫目。此金、六千円。

但、十九年ヨリ前三ヶ年、輸出高特ニ増減ナシ。』

北會津郡若松之部』

北會津郡若松

(一) 氣候

極寒二十度、十二月及翌年ノ交（華氏）。極暑九十五度、七、八月ノ交。
 冬、西風多ク、西風最モ寒烈。

夏、西風多ク、東風恒ニ炎熱。

東風、雨ヲ催フシ、西風、晴ヲ徵ス。

概ネ十一月霜雪降、翌年一月積雪、三月下旬融解。洪水、害ヲナセ
 シ事ナシ。風雨時トシテ害ヲナス。

(二) 地形

戸數六千有餘戸ノ一大市街ニシテ連檐櫛比、市區縦横、恰モ碁盤形ノ
 如シ。市端ヨリ市端ニ至ルノ間ハ、東西壹里餘、南北十八丁、湯川ノ
 一水西端ヲ貫』キ、若松城跡南端ヲ控へ、東ハ福嶋、宮城、西ハ新瀉
 縣、南ハ栃木縣、北ハ山形縣ニ通シ、四通八達、皆ナ程ヲ此ニ起ス。
 東方一帶ノ山脈ヲ擁スルノミニテ、他ハ數里平衍ノ廣土ナリ。
 幅十間以上ノ川ナシ。十間以下ノ川一線、湯川ヲ最大トス。
 縣道一里余、市街ノ中央ヲ通ジ、里道一等線、之ヨリ分岐ス。
 湯川、舟楫ヲ通セス。唯、僅々ノ木材切り流シアルノミ。

(三) 耕地宅地 各位近年ノ平均ヲ掲ク。

上田	壹反歩	米実収額	二石四斗
全	全	賣買地價	四拾五円
全	全	券面地價	三拾五円
全	小作米	壹石二斗』	

田

中田 全 壹反歩 米実収額 二石
 全 賣買地價 三拾円
 全 券面地價 三拾円
 全 小作米 八斗

下田 全 壹反歩 米実収額 一石二斗
 全 賣買地價 二拾五円
 全 券面地價 貳拾五円
 全 小作米 四斗

下等ノ内、最下等ニシテ世間稀ナリト認ムルモノナシ。
 多ク中稲ヲ作ル。

若松ハ元ト商工業ノ地ナルヲ以テ、田方ヲ作ルモノ甚タ少
 ナク、人民ノ常食ハ尽ク購求ニ係ル。而シテ該米ハ、総テ
 會津地方ノ生産ナリトス。』

吠ヲ用キ、但、四斗入。俵ハ用キス。

秋期刈取後、直チニ地上ニ撒敷シテ、之ヲ天日ニ晒ラス。

唱ヒテ地干シト云フ。乾燥略ホ全キヲ待チ、之ヲ自家ニ運
 搬ス。而シテ後之ヲ扱キ、之ヲ磨シ、之ヲ簸シテ、吠ニ収
 蔵ス。別ニ改良ノ廉ナシ。

上畑 全 壹反歩 麦実収額 壹石二斗
 全 賣買地價 三拾五円
 全 券面地價 貳拾五円

畑

中畑 全 壹反歩 小作大豆 七斗
 全 賣買地價 壹石
 全 券面地價 貳拾円
 全 小作大豆 六斗

下畑 全 壹反歩 麦実収額 七斗
 全 賣買地價 拾五円
 全 券面地價 拾七円
 全 小作大豆 五斗

最下等ニシテ世間稀ナルモノナシ。
 麦ハ重モニ大麦ヲ作ル。

麦ハ部内幾分ノ食料ニ充ツルノミニシテ、他へ輸出セス。
 田畑共、小作預ケノ旧慣ハ、地主ニ於テ諸上納金ヲ負擔シ、小作人
 ハ單ニ耕作ノ勞ニ服シ、而テ收穫高ノ内、前記ノ小作米又ハ大豆ヲ
 地主ニ贈付スルノ事実ナリ。其約定書ハ、別紙写ノ如シ。

田畑近年ノ收穫増減ナシ。』
 耕作法ノ近方部ト異ナル廉ナシ。

例年霜又ハ風ノ為メニ、桑、茶、耕作物等ヲ害セラレシ事ナキモ、
 本年ニ限り、霜ノ為メニ桑、茶ヲ損ヒリ。

古来、旱損又ハ水損ナシ。
 米五ヶ年間、水災又ハ雹災ニ罹リシ事ナシ。

戸ノ口堰、雁堰ノ兩堰ニテ、田畑及市街一般ノ用水ニ充ツ。其他、市街ノ利害ニ関スル大土功ナシ。

宅地	上	券面地價 貳百四拾円	賣買代價 貳千円	借地料一ヶ月 拾円
	中	券面地價 八拾円	賣買代價 五百円	借地料一ヶ月 四円
	下	券面地價 貳拾四円	賣買代價 四拾五円	借地料一ヶ月 壹円

(四) 町村戸口地租

町、八十三ヶ町。地租、貳千九百八拾九円八拾四錢七厘。

内、三百戸以上ノ町、一ヶ町、栄町。』

置縣後分合ノ町及名称ハ左ノ如シ。

祝町（若宮村ノ幾部ヲ割テ、若松市街へ組入レ、祝町ト称ス。

戸数

華族 ナシ。

士族 千八百八十七戸。

平民 五千拾戸。

近年減少ノ傾キアリ。其故ハ、多ク貧困ノ為メニ全居、又ハ附籍者ヲ現出スルニ因ル。

人口

華族 ナシ。

士族 四千八百八十三人。

平民 二万二千二百人。

近年増加ノ傾キアリ。其故ハ、出生者、漸次其数ヲ増』スニ因ル。

(五) 風俗生計

上等 一家一ヶ年生計費、千貳百円。

中等 一家一ヶ年生計費、貳百四拾円。

下等 一家一ヶ年生計費、五拾円。

衣服

上等 平常綿布（絹布ヲ服スルモノ稀ナリ）ニ、木綿羽織ヲ

着シ、帯ハ小倉織、襦袢ハ木綿縞ヲ着ク。

中等 前二比スレハ粗悪。

下等 前全様ノ装ニシテ、唯上衣ニ多ク筒袖半纏ヲ着ス。

祭礼儀式等晴レノ場へ出ツルトキハ、上等ハ絹羽織ニ、『絹袴ヲ着シ、冠リ物ハ西洋帽、蝙蝠傘ハ絹張、下駄ハ表付キノ桐材又ハ西洋靴ヲ用キ、下等ハ絹羽織ニ小倉袴ヲ着シ、冠リ物ハ一切之ヲ用キス、蝙蝠傘ハ重モニ縞子張、下駄ハ華緒ニ桐材ノモノヲ用ユ。

外国ノ風俗ヲ學フモノハ、独リ女子ノ理髮等ニ止マリ、他ニ之ヲ學フノ類ヲ見ス。重モニ近来ハ、専ラ東京風ニ模擬スルモノ多キカ如キ振合ナリ。

食物

上等 一日三食、米飯。

中等 一日三食、米飯。

下等 一日三食、米飯。

毎年、火防祭ト唱ヒ、各町相會シ、其町ノ鎮守社ニ神酒ヲ捧ケ、終

リテ會宴ス。此他、會食ノ例ナシ。

自家用料酒造戸數、二百九十七戸。

家屋

上等 建坪、百式十坪。屋根、瓦葺又木羽葺。

借家料并地代共、一ヶ月、拾円。

中等 建坪、五十坪。屋根、木羽葺又ハ茅葺。

借家料并地代共、一ヶ月、三円。

下等 建坪、十坪。屋根、藁葺。

借家料并地代共、一ヶ月、壹円。

新築上等一坪凡拾円、中等五円、下等二円。

木材ハ、重モ二南会津郡ニ仰ク。

凡ソ日用品ハ、皆悉ク市街各種ノ商肆ニ需ム。薪炭ノ類ハ、若松近傍ノ山郷ヨリ出テ、塩ハ越後、呉物反物』ハ、多ク若松地方及東京、越後、米沢等ヨリ輸入ス。野菜ハ、近村ヨリ出テ、味噌、醬油ハ各店ノ自製ニ係ル。

市内ニ冠タル財産家人員及職業ハ左ノ如シ。

人員、十人。酒造、藥店、呉服、小間物、味噌、魚商。

縣會議員、選舉、被選舉人員ハ左ノ如シ。

撰舉人、百五拾二人。

被撰舉人、百九人。

徴兵適齡人員、合格人員、服役人員ハ左ノ如シ。

適齡人員、二百七十五人。

合格人員、三十七人。

服役人員、二十人。

(六) 物産

生糸、式百式十壹貫目。屑糸、五十五貫六百目。玉糸、四拾壹

貫九百目。』熨斗糸、三拾壹貫式百目。繭、百六拾四石。玉繭、

四十二石。出穀繭、二拾壹石五斗。屑繭、拾八石。

桑、五万三千五百九十貫目。但、壹反歩摘採ノ目方、三百式拾貫

目。三ヶ年以來壹貫目ノ時價ハ左ノ通。

十八年 十九年 二十年

六錢 五錢 拾錢

養蚕ハ、年々振興ノ状ヲ呈シ、到ルトコロ桑苗繁殖ニ力ヲ尽サ、ルハナシ。就中養蚕家ト称スヘキモノハ、若松中六日町佐藤傳平、全栄町鈴木嘉兵衛ノ二家トス。若松地方ヲシテ専ラ養蚕ニ傾心セシムルハ、二家率先ノ力最モ多キニ居レリ。蚕種ハ、伊達郡地方及佐藤傳平ノ自製ニ需ム。右佐藤家ヨリ出ストコロノ蚕種ハ、尤モ精選ヲ極メタルモノニシテ、毎歲之ヲ試ムルニ一モ錯ツ事ナシ。又飼養

法ハ、普通ニ異ナル』トコロナキモ、唯蚕室内ニ炭火ヲ置キ、適度(七十五度)ノ温度ヲ調和スルニ改良セリ。

生糸ノ産額及價格五ヶ年分ハ左ノ如シ。但、海外輸出ナシ。

年次 十六年 十七年 十八年 十九年 二十年

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

産額 百貳拾八貫五百目 百三拾五貫目 百九拾壹貫五百目 貳百拾貫目 貳百貳拾七貫

價格 四千四百三拾貳円 四千三百九円 七千四百九拾七円 八千三百四拾九円 八千貳百七拾七円

桑苗植立ノ本数、三万本。但、三ヶ年以來ノ分。

牧畜

馬、十二頭、耕馬。

産馬地ニ非ルヲ以テ、之カ景況ヲ掲クルニ由ナシ。

産馬會社ヘ加入シアルモノナシ。

牛、二頭。肉種駄牛。

牧場ナシ。屠殺ノ数、六十六頭。若松市街ノ供給ニ充ツ。』

搾乳ノ料、九石壹斗。若松市街ノ供給ニ充ツ。種類ハ肉種ニシテ、

重モニ南部地方ヨリ購入ス。

特有物産額左ノ如シ。

漆器 二千八百駄。

蠟燭 壹萬五千八百貫目。

金物 貳万八千五拾個。

織物 三万五千反。

煙管 四十一萬挺。

(七) 職業

農、八十二人。商、四千八百九十五人。工、千五百十五人。雜業、千三百三十八人。酒屋、三十九戸。菓子屋、百五十八戸。遊藝人、二十二。藝妓、二十人。娼妓、六十九人。貸座敷、二十戸。』

書肆、四戸。

(八) 學事

高等小學校、一ヶ所、分教室、二ヶ所。私立日新館、文武両道ヲ修ム。學齡兒童ノ数、男、千八百四十八人、女、千六百七人。就學生ノ数、男、千四百五十八人、女、八百五十五人。不就學兒童ノ数、男、三百九十人、女、七百五十二人。

(九) 宗教

人民信仰スル宗教ハ、區々ニシテ、一様ナラサルモ、重モニ真宗及日蓮宗ノ傾アリ。宗旨ノ現況ハ、特ニ記載スヘキ事實ナシ。寺院ノ数、六十九ヶ寺。宗派ノ區別ハ左ノ如シ。

日蓮宗、真宗、浄土宗、曹洞宗、天台宗、真言宗、時宗、濟家宗。教會所、二ヶ所、真宗。』

基督教ハ、講義所等ノ設立アリテ、近來稍行ハルルノ景況ナリ。

(十) 物價

米一石、四円。麦一石、三円。大豆一石、四円五拾錢。
酒一升、拾四錢。木材一坪、壹錢三厘。大工手間一日、貳拾錢。
土方雇賃一日、拾八錢。耕夫雇賃一日、拾八錢。大根一株、五厘。
日用必需ノ物品、其他、絹布、木綿等ノ如キハ、近方部ニ比シ、低廉ナリ。但シ、米ハ、近郡喜多方町ニ較フレハ、稍不廉ニシテ、木材ハ、近郡田島ニ比スレハ大ニ不廉ナリ。

(十一) 衛生

地方病ナシ。

近年傳染病ノ流行ナシ。唯、時々、『腸窒扶斯、窒扶』的里亜、天然痘等ノ少シク散出スルアルモ、蔓延傳播ノ毒ヲ流サスシテ、撲滅ニ歸ス。

出生、死亡ノ数、近来ノ増減ハ左ノ如シ。

生死ノ年次	十七年	十八年	十九年
出生	四百三十人	四百七十五人	五百七十人
死亡	四百十四人	四百四十八人	四百五十二人

生命年齢ノ平均ハ三十年。婚姻ハ、男ハ二十年、女ハ十七年ヲ以テ普通トス。

(十二) 犯罪

処刑ノ最多キハ賭博犯、竊盜犯、官文書偽造、徴兵規避等ナリ。

公賣處分ハ、数年前、非常ノ増加ナリシガ、近年ハ大ニ其ノ数ヲ減シ、唯、無財産（此無財産者ハ極貧者ニシテ、年々総テノ諸税金ヲ納ムル能サルモノ。）者ノ四百戸餘アルヲ見ルノミ。』

身代限モ、前同様ニシテ、近年大ニ其数ヲ減シタリ。畢竟、民間ノ稍恢復セシノ徴ナルヘシ。

(十三) 諸税金及協議費

国税、三万三千八百二拾八円七拾七錢七厘。

地方税、一万三千三百六拾三円拾五錢壹厘。

北會津郡の民度區域調（明治一〇年）とその作成に関わる史料

町村費、一万九百四拾六円九拾八錢三厘。
協議費、五百六拾七円。

(十四) 雜件

若松市街ハ重モニ商家ニシテ、一家ヲ拳テ各種ノ營業ニ従事ス。平生、越後地方ヨリ出稼ノモノハ、職工及油搾業并ニ藝妓等ニシテ、又他地方へ出稼スルモノハ、重モニ土方、壁塗職、其他行商等ナリ。但、出稼ニ出ツルモノハ、出稼ニ来ルモノニ比スレハ、其数甚タ少ナシ。

大凡、朝六時ニ起キ、夜十時ニ臥ス。夜業ハ概ネ夜店ヲ開キ、商賣ヲ專トス。其他ハ裁縫等ナリ。商家ハ營業ニ勉勵スルモ、其外ハ業務ニ勉強スルト云ハンヨリ、寧口懶惰ト云ハンカ。又休業期日ト称スルハ、旧正月元日、正月十六日及七月十六日。其他、節句、彼岸、盂蘭盆、鎮守例祭等ニシテ、職工ノ如キハ、尽ク休業スト雖トモ、商家ハ依然、店ヲ張りテ商業ニ従事ス。部内農産物及水産物ハ、掲クヘキ事実ナシ。諸物價及諸職工賃錢表ハ左ノ如シ。

諸物價之部

品種ノ年次	十七年	十八年	十九年
米	一升 四錢	一升 四錢五厘	一升 四錢三厘
麦	一升 貳錢八厘	一升 三錢	一升 三錢
大豆	一升 四錢	一升 四錢三厘	一升 四錢五厘

小豆	一升	五錢	四錢八厘	五錢	傘	一本	貳拾錢	貳拾錢	貳拾錢					
味噌	一貫目	貳拾五錢	貳拾四錢	貳拾四錢	畳表	一畳	拾五錢	拾五錢	拾八錢					
醬油	一升	拾錢	拾錢	拾錢	麻	一貫目	壹円	壹円	壹円貳拾錢					
水油	一升	貳拾貳錢	貳拾五錢	貳拾五錢	蘿蔔	一株	五厘	五厘	五厘					
石油	一升	拾七錢	拾七錢	拾八錢	諸職工賃錢之部									
酒	一升	拾三錢	拾三錢	拾四錢						品種/年次				
酢	一升	拾三錢	拾四錢	拾四錢						大工				
麴	一升	四錢	四錢五厘	四錢五厘						土方				
塩	一升	三錢五厘	三錢五厘	三錢五厘						左官				
砂糖	一斤	拾貳錢八厘	拾貳錢八厘	拾貳錢八厘						石工				
茶	一斤	四拾錢	四拾五錢	四拾八錢						木挽職				
蠟燭	一貫目	壹円貳拾錢	壹円貳拾錢	壹円拾錢						桶工				
木綿	一貫目	貳円五拾錢	貳円七拾錢	貳円七拾錢						木羽屋根職				
真綿	一貫目	拾八円	拾七円	拾五円						畳刺職				
生糸	一貫目	四拾円	四拾円	三拾八円						建具師				
絹織	一反	三円	三円	三円五拾錢						陶器職				
木綿織	一反	六拾錢	七拾錢	八拾錢						漆器職				
材木	一坪	壹錢三厘	壹錢四厘	壹錢五厘						鍛冶職				
薪	一束	四錢八厘	四錢八厘	五錢						鑄物師				
炭	一貫目	三錢	貳錢八厘	三錢五厘						酒造稼人				
下駄	一足	六錢	六錢	七錢										
十七年														
十八年														
十九年														

醬油稼入	貳拾六錢	貳拾六錢	貳拾六錢
油搾職	貳拾六錢	貳拾六錢	貳拾六錢
染物職	拾八錢	拾八錢	貳拾錢
綿打職	拾六錢	拾六錢	拾六錢
煙草切職	貳拾五錢	貳拾五錢	貳拾七錢
菓子製造職	拾三錢	拾三錢	拾三錢
機織職	八錢	拾錢	拾錢

重要物産輸出高及金高表

品種/年次	十七年	十八年	十九年
漆器	貳千貳百駄 此金拾壹萬円	貳千四百駄 此金拾万八千円	貳千五百駄 此金拾万八千円
陶器	五百五十駄 此金六千八百円	六百駄 此金五千四百円	七百駄 此金七千円
織物	二万五千反 此金壹万八千円	三万七千反 此金貳万三千円	四万二千九百反 此金貳万八千七百円
蠟燭	壹万貫目 此金壹万千円	八千貫目 此金壹万四千四百円	九千貫目 此金壹万八千円
鉄器	五千個 此金貳千円	五千七百四拾個 此金貳千貳百円	五千五百個 此金千八百円
鍔器	貳百五十個	貳百六十個	貳百七十個

銅器	此金百六拾円	此金百九拾六円	此金百六拾円
煙管	壹万六千個 此金貳千五百円	壹万七千五百個 此金貳千八百円	貳万六千個 此金三千六百円
同輸入高及金高表	四拾万挺 此金壹万三千円	四拾一万挺 此金壹万三千四百円	四拾五万挺 此金壹万八千円

品種/年次

品種/年次	十七年	十八年	十九年
陶器	八十駄 此金千六百円	百駄 此金貳千円	百拾駄 此金二千二百円
生蠟	壹万貫目 此金壹万貳千円	壹万千貫目 此金壹万三千貳百円	壹万貳千貫目 此金壹万四千四百円
呉服	九十個 此金四万五千円	百個 此金五万円	百拾個 此金五万五千円
太物	七百個 此金五万円	七百十個 此金五万三千円	七百三十個 此金五万四千円
唐物	千二百個 此金七万円	千三百個 此金七万八千円	千五百個 此金九万円
石油	六千箱 此金二万二千円	六千箱 此金貳万円	六千箱 此金壹万九千円
砂糖	四十五万斤	四十五万斤	五十万斤

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

	此金三万六千円	此金三万四千円	此金四万円	借主
塩	壹万俵	一万千俵	一万千俵	何 誰 印
	此金壹万七千円	此金壹万八千円	此金壹万八千円	同
製茶	八千四百斤	九千斤	九千二百斤	保証人 何 誰 印
	此金三千円	此金三千三百円	此金三千五百拾円	

備考 輸出入ヲ比較スレハ、大差ノ結果ヲ呈セシト雖トモ、輸出高ハ、元ト若松部内重モノナルモノヲ掲ケ、其他ノ巨細ノモノヲ載セサレハ、此表面ヲ以テ、實際ノ比較ヲ判シ難シ。』

小作證書

一、米（麦）何斗

国郡町村字番地

田（畑）何反何畝歩

右ハ、貴殿所有地、明治何年ヨリ何年マテ何ケ年間、一ヶ年前書ノ小作米ヲ以テ借用致候処実正也。右小作米ハ、年々何月何日限無滞差上可申候。萬一期限延滞スルトキハ、保証人引受、即時弁済可致候。且ツ、本人失踪致候様ノ場合ニハ、保証人引受ケ、即時、無異儀弁済可致候。依テハ右地所ニ係ル地租、地方税、協議費等ハ、一切貴殿、御受前ニシテ此』外、堰上人足、夜勤人足等ハ私方ニテ負擔可致候。為後日、小作証書、保証人連印差上候処如件。

年 月 日 縣郡町村番地

何 誰 殿』

【史料十三】「進第二一四三號 民度区域諸項目之義ニ付上申」（北會津郡長から福島縣知事宛の訓令庶秘第弍号に対する進達）、明治二十年十二月二日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

進第二一四三號

民度区域諸項目之義ニ付上申

訓令庶秘第弍號民度帳ノ諸項目調、客月中及進達候處、右取調殘ノ分別紙及進達候条、此段上申候也。

明治二十年十二月二日 福島縣北會津郡長 諏訪伊助 ㊟

福島縣知事 折田平内殿』

北會津郡中野村外五十六ヶ村（中央部）』

北會津郡中野村外五十六ヶ村（中央部）

(一) 氣候

極寒二十七度、十二月及翌年一月ノ交（華氏）。極暑九十八度、七、八月ノ交。

冬西風多ク、西風最モ寒烈。

夏西風多ク、西北風恒ニ炎熱。

東風雨ヲ催シ、西風ハ晴ヲ徵ス。

概ネ十月霜降、十二月降雪、翌年一月積雪、同四月融解ス。風雨洪水害ヲ為サス。唯、大川堤防ニ接スル村落ハ、時トシテ水害ヲ被フル事アリ。

(二) 地形

部内尽ク平地ニシテ、東偏若松市街ヲ抱ヒ、西方鶴沼川ヲ以テ大沼郡ヲ劃キリ、大川ノ回流、其間ヲ『貫通シ、土壤肥沃、阡陌縱横相闢ラケ、百穀地味ニ適セサルナシ。』

川幅平均五丁以上ノ川流ヲ大川ト唱ヒ、又湯川及瀬川等ノ川流アリテ、其幅十間ニ下ラス。部内最大ノ川流ナリトス。

県道壹等越後街道及置賜街道并ニ東京街道、縱横相通ス。

大川、湯川、瀬川等ハ、舟楫ヲ通セス。唯、大川、湯川ハ材木ノ切り流シノ便アルノミ。

(三) 耕地宅地 各位近年ノ平均ヲ掲ク。

壹反歩 米実収額 二石四斗

上田 全 賣買地價 五拾円

田

全	券面地價	四拾七円』
全	小作米	壹石貳斗
壹反歩	米実収額	貳石
全	賣買地價	四拾円
全	券面地價	三拾円
全	小作米	九斗

下田	壹反歩	米実収額	一石貳斗
全	賣買地價	貳拾円	
全	券面地價	拾七円	
全	小作米	四斗	

下等ノ内、最下等ニシテ世間稀ナルモノハ、其收穫、八斗、賣買代價、八円。

多ク中稲ヲ作ル。

收穫米ハ部内ノ常食ニ餘裕アルヲ以テ、多ク田村郡、『安達郡、及若松ニ輸出ス。』

叭ハ四斗入。俵ヲ用キス。

晩秋刈上後、凡ソ十日間程、地上ニ布キテ、天日ニ燥カス。之ヲ地干シト唱フ。而テ后、自家ニ運搬シ、宅地内各處ニ累積ス。之ヲ乳積ミト称ス。凡、十日間ヲ経テ、直チニ之ヲ扱キ、之ヲ磨シ、之ヲ簸シ、叭ニ收藏ス。改良ノ点ナシ。

上畑	耆反歩	麦実収額	貳石
	全	賣買地價	三拾五円
全	全	券面地價	三拾五円
	全	小作大豆	八斗
中畑	耆反歩	麦実収額	壹石五斗
	全	賣買地價	『貳拾七円』
全	全	券面地價	三拾円
	全	小作大豆	六斗
下畑	耆反歩	麦実収額	八斗
	全	賣買地價	拾円
全	全	券面地價	拾四円
	全	小作大豆	三斗

最下等ニシテ世間稀ナルモノハ、実収四斗、賣買代價七円。
 麦ハ重モニ大麦ヲ作ル。
 麦ハ部内ノ食料ニ充ツ。
 左ノ村々ハ、野菜ヲ作り所得ノ利、特ニ多シ。
 南四合村、北四合村、中四合村、麻島村、柏原村、
 古館村、宮木村

田畑共小作預ケノ旧慣ハ、諸上納金ハ凡テ地主ノ負擔ニ係リ、小作人ハ單ニ耕作ノ勞ニ服シ、而シテ、『収額高ノ内、前記ノ小作米又ハ大豆ヲ地主ニ交付スルノ事実ナリ。其約定書ハ別紙写之通。』

田畑共近年ノ收穫、増減ハ左ノ如シ。

田畑別ノ年次	十八年	十九年	二十年
田	二石	二石二斗	二石二斗
畑	一石五斗	一石二斗	一石六斗

右ノ理由ハ、別ニ改良ノ有無ニ依ルニ非スシテ、専ラ氣候ノ順、不順、風雨ノ適否ニ因ル。又田方ハ、重モニ前年大豆ノ收穫ノ多少ニヨリ、穀量ニ増減ヲ与フ。是レ他ナシ。田方ハ、専ラ大豆ヲ以テ肥料ニ供スレハナリ。

耕作法ノ近方部ト特異ナルモノナキモ、唯、稲苗植付ノ株數ハ一坪ニ付、四十株位ヲ度トスルアリ。又ハ五、六十株』ヲ以テ普通トナスアリテ、毎村均一ナラス。

例年、霜又ハ風等ニテ、桑、茶、其他耕作物ヲ害セラル、甚タ稀ナリ。古来、水損ノ害ナシ。旱損ハ、概ネ三ケ年間ニ一度位アルモ、其害ハ甚タ少ナシ。

米五ケ年間水災又ハ雹災等ノ為メ、皆無又ハ著シキ收穫ヲ減セシ事ナシ。

田畑灌漑及用水ハ、門田堰、松堰、巖寄堰、日橋堰、戸ノ口堰、雁堰等ニシテ、年々幾分ノ修理ヲナセリ。此他、特ニ掲クヘキ大土功ナシ。

上	券面地價、三拾円。賣買代價、三拾貳円。借地料、一ケ年、三円。
中	券面地價、貳拾八円。賣買代價、貳拾八円。全、一ケ年、貳円。

〔下 券面地價、貳拾円。 賣買代價、貳拾貳円。 全、一ヶ年、壹円〕

(四) 町村戸口地租

村、五十七ヶ村。地租、四万八百九拾五円貳拾七錢貳厘。

内、百戸以上ノ村、九ヶ村。面川村、黒岩村、御山村、湯本村、石山村、上荒井新田、八幡村、北四合村、南四合村。

置縣後分合ノ村名ハ左ノ如シ。

和泉村(臺村、和泉村。伊和保村(中荒井村、二日町村、東麻生村。二方村(寺堀村、今泉村。宮袋村(宮袋村、宮袋新田。新庄村(本田村、十二所村。真宮村(真渡村、磯宮村。中石村(中里村、石原村。和合村(田村山村、安良田村。三伏村(宮下村、館村、出尻村。年貢町村(新屋村、南町分、年貢町。日吉村(西新屋村、穢多賀町、中川原町、觀音前、太郎兵エ新田。黒岩村(南青木村、北青木村、小田村。御山村(御山村、宮田村、井出村。面川村(面川村、面川沢村、松原新田、花坂村、中島村。上荒久田村(鈴木新村、上荒久田村。石堂村(小屋、石堂村、糠塚村。藤室村(石上分、一本木分、達磨分、藤室村。始村(中ノ明村、下荒久田村。中沢村(中地村、平沢村。柳川村(上吉田村、下吉田村、下高埜村、中森臺村。中沼村(中前田村、鶴沼村、沼木村。木流村(平塚木流村、上沼村、東森臺村、福本木流村、西木流

村。』界沢村(南界沢、北界沢。北四合村(上神指村、下神指村、東神指村、横沼村。中四合村(西城戸村、如来堂村、天満村、小見村。南四合村(柳原村、幕内村、深川村、鍛冶屋敷村。黒川村(東城戸村、若宮村、新屋敷村。古館村(下小松村、松野村、新在家村、雨堂村。宮本村(上荒井村、下野村、金屋村、西後庵新田。麻島村(西麻生村、大島村、北後庵村。上蚕養村(蚕養村、上川原村。八角村(中村、此ハ改称ニテ合併ニアラス。松長村(松窪村、長原村。八幡村(本滝沢村、北滝沢村、牛ヶ墓村、墓料村。鶴賀村(上居合村、中居合村、下居合村、下柳原村。亀賀村(郷ノ原村、藤原村、北柳原村、北柳原新田。石山村(。湯川村(川溪村、一渡戸村、二幣地村、酸漿村。雨屋村(下雨屋村、上雨屋村、宮内村、石村。上三寄村(。高川村(闇川村、黒森村。

戸数

士族、二百六戸。

平民、四千百九十五戸。

近年増減ノ著シキナシ。

人口

士族、八百二十七人。

平民、二万二千二百三十二人。

近年追々増加ノ傾アリ。其理由ハ専ラ出生者ノ増殖ニ因ル。

(五) 風俗生計

上等 一家一ヶ年ノ生計費、貳百円。

中等 一家一ヶ年ノ生計費、百貳拾円。

下等 一家一ヶ年ノ生計費、八拾円。

衣服

上等 平常木綿ノ角袖ニ長裾（地織木綿ノ縞地）ノ衣裳ヲ着シ、襦袢ハ縞地ノ木綿ヲ用ユ。出稼ノトキハ、木綿織ノ筒袖ニ猿袴ナルヲ穿テリ。

中等 前ニ比スレハ、少シク粗悪ナルモノ。』

下等 服装ハ略ホ前ニ全シキモ、最モ粗悪ノ襪履ヲ着ス。

儀式ノトキハ、上等ハ絹羽織ニ小倉袴、桐下駄ニ華緒ニシテ、蝙蝠傘ハ重モニ縹子張ヲ用ユルモ、中ニハ絹張ヲ用ユルモノアリ。冠物ハ一切之ヲ用キス。下等ハ、木綿羽織ニ小倉袴ヲ着シ、下駄ハ朴材ノ類、菅緒ヲ結ヒ、蝙蝠傘ハ重モニ金巾張ヲ用キ、冠物ハ一切之ヲ蒙ラス。祭礼ハ、上下共、羽織ノミニテ、着袴セス。外国ノ風俗ヲ學フモノナシ。

食物

上等 一日三食 米飯ニ少シク麦ヲ雜ユ。

中等 全 全

下等 全 米六分ニ乾菜、大根等四分ヲ雜ユ。』

上中等ハ、純粹ノ米飯ノミヲ食スル能ハサルニハ無之モ、唯

節儉上ノ點ヨリ麦ヲ雜ユルモノナリ。

會食ノ稱呼及事實ハ左ノ如シ。

八日講 集会所ハ一村回リ番ニテ、老幼男女相集マリ、酒ト餅トヲ用ユ。其意、春ハ青苗ノ無厄ヲ禱リ、秋ハ收

穫ノ終結ヲ祝スルニ在リ。

二百十日祭 一村ノ鎮守社ニ相集マリ、神酒ヲ供ヒ、稲作ノ風災

ナキヲ禱ル。

二十三夜講 集会所ハ一村回リ番ニテ、神酒ヲ捧ケ、一村ノ安

寧ヲ祈禱ス。

觀音講 集会所ハ一村回リ番ニテ、酒ヲ用キテ、一村ノ冥

福ヲ禱ル。但、此講ハ、單ニ婦女子ノミニテ、男子

ハ加ハラズ。

鎮守祭 一村ノ鎮守社ニ相集マリ、酒及赤飯等ヲ用キ、祭意

ヲ表ス。

節句 親戚郷党相集マリ、酒ト餅トニ祝意ヲ表ス。

自家用料酒造戸數 二千十戸。

家屋』

上等 建坪、四十四坪。屋根、茅葺。借屋料地代共、一ヶ月、

三拾錢。

中等 建坪、二十四坪。全斷。全、貳拾錢。

下等 建坪、十五坪。藁葺。全、拾錢。

全、拾錢。

新築上等一坪凡八円、中等五円。下等貳円。

木材ハ若松、猪苗代、坂下、高田等ヨリ購入ス。

凡日用品中、米、薪炭、味噌、野菜等ハ他ニ供給ヲ仰カサルモ、醬油、油、塩、呉服、反物等ハ、盡ク若松ヨリ購入ス。

部内ニ冠タル財産家ハ左ノ如シ。

農、八人。商、一人。

縣會議員、選舉、被選舉人員ハ左ノ如シ。

被選舉人、千二百七十六人。

撰舉人、千六百五十七人。』

徴兵適齡人員、合格人員、服役人員ハ左ノ如シ。

適齡人員、二百十五人。

合格人員、六十二人。

服役人員、十六人。

(六) 物産

生糸、三十貫貳百目。屑糸、四貫百目。玉糸、十貫九百目。

繭、百二十石六斗二升五合。

桑出高及壹反摘採ノ目方、并三ヶ年以來壹貫目ノ時價ハ左ノ如シ。

桑、二万四千五百六十八貫目出高。

一反歩摘採目方、貳百貫目。

十八年、八錢。十九年、六錢。二十年、拾錢。

養蚕ハ漸次振興ノ景況ニテ、到ルトコロ桑苗栽』培ニ傾心スルノ運

ニ向ヒリ。蚕種ハ重モニ伊達郡地方及若松ヨリ購入ス。近来ハ不良

ノ蚕種等一切之ナク、人々争フテ之カ精選ニ注意スルノ致ストコロ

カ。飼養法ハ別ニ改良ノ点ナシト雖トモ、重モニ若松中六日町佐藤傳平ノ飼養法、即チ室内ニ炭火ヲ置クノ法ヲ模擬スルモノアリ。

生糸産額及價格五ヶ年分ハ左ノ通。但、海外輸出ナシ。

種目ノ年次 十六年 十七年 十八年

産額 二十四貫目 二十四貫目 二十七貫五百目

價格 八百四拾円 八百四拾円 九百六拾貳円五拾錢

種目ノ年次 十九年 二十年

産額 二十七貫八百目 三十一貫四百目

價格 九百七拾三元 九百四拾貳円

桑苗植立ノ本数四万五千七百本。但、三ヶ年以來ノ分。

牧畜

馬、千八百八拾七頭、耕馬。』

此方部ハ、元ト産馬地ニ非ルヲ以テ、之カ景況ヲ舉クルニ由ナシ。

唯、毎村、株主惣代ヲ立テ岩瀬郡須賀川産馬会社ハ加入ス。其惣代人員総テ廿四人アリ。馬ハ重ニ南部、三春地方ヨリ購入ス。

牛、拾四頭。肉種駄牛。重モニ南部ヨリ購入ス。

牧場ナシ。

屠殺ナシ。

搾乳ナシ。

鶏、千三百拾羽。重モニ卵子ヲ獲ンカ為メ、飼養スルモノニシテ、

食料ニ供スル目的ヲ以テ飼養スルハ少ナシ。

陶器、二百六駄。但シ、年々ノ輸出額ナリ。此輸出先キハ、若松及

安積、岩瀬、安達ノ諸郡ナリ。

（七） 職業

農、壹万四千五百人。商、三百十三人。工、百十三人。雜業、

七百三十五人。

酒屋、三戸。菓子屋、壹戸。遊藝人、四人。藝妓、二人。

（八） 學事

尋常小學校、八校。學齡兒童ノ數、男、千七百九十七人、女、千六百七十七人。

就學生ノ數、男、千三百三十五人、女三百一十一人。不就學兒童ノ數、

男、六百六十二人、女、千三百六十六人。

（九） 宗教

人民ノ信仰スルハ、曹洞、日蓮、真言、真宗、浄土、天台ノ諸宗ナレトモ、元ト祖先以來ノ宗旨ヲ守ルニ過キスシテ、他ニ特別ノ思想アリテ、帰依スルモノニアラス。

寺院ノ數、七十三ヶ寺。宗派ノ区別ハ左ノ如シ。

曹洞宗、日蓮宗、真言宗、真宗、浄土宗、天台宗。

基督教行ハレス。

（十） 物價

此部内ハ凡テ農家ニシテ、米、麦、大豆、薪炭、酒（自家用料酒）、大根、野菜等ハ、他ニ供給ヲ仰カス。家々、自ラ之ヲ足シ、其他ノ諸品ハ尽ク若松ヨリ購入スルヲ以テ、此部内限、』特ニ記載スヘキ物價ナシ。

（十一） 衛生

地方病ナシ。

近年、傳染病ノ激發ナキモ、時トシテ腸窒扶斯ノ少シク散發スルヲ見ル。

出生、死亡ノ數、近来増減ハ左ノ如シ。

死生別ノ年次

出生	十七年	十八年	十九年
	三百七十一人	四百二十六人	六百七十一人

死亡	十七年	十八年	十九年
	三百二十五人	二百九十人	三百二十八人

生命年數平均ノ數、四十年。婚姻ハ、男ハ二十年、女ハ十七年ヲ以

テ普通ノ慣習トス。

（十二） 犯罪

処刑ノ尤多キハ、徵兵規避、酒造税則違犯、賭博犯。

公賣處分ハ、近年、大ニ其數ヲ縮メ、現ニ本年ニ於テハ數』人ニ出

テス。但シ、元來、極貧無財產者ハ、村トシテ若干名之ナキハナシ。

身代限ハ、數年前、非常其數ヲ増セシモ、近来ハ大ニ其數ヲ減シ、

現ニ本年中、執行ノ宣告ヲ受ケシモノ十人ニ出テス。

(十三) 諸税金及協議費

国税、四万貳千九百八拾六錢。

地方税、壹万三千三百九拾貳円四拾錢貳厘。

町村費、九千八百八拾四円九拾四錢。

協議費、四千五拾七円七拾七錢八厘。

(十四) 雑件

農夫積雪中ハ、男ハ藁業、女ハ機織等ヲ事トス。他へ出稼ノモノハ、極メテ稀ニシテ、其目的ハ日雇職ノ類』ナリ。又越後等ハ出稼ニ来ルモノハ、重モ二大工職ナリ。

此方部ハ、概シテ朝五時ニ起キ、夜十時ニ臥ス。夜業ハ藁仕事及糸挽等ナリ。風俗ハ稍少シク開ケ、職業ハ舉テ勉勵ト云ハンカ。又、休業ハ一日二度ニシテ、一ヶ月五度ヲ程度トス。但、春彼岸ヨリ秋彼岸迄ノ間ハ、凡テ休業ナシ。

部内ノ農産物ノ收穫ハ左ノ如シ。但、水産物ナシ。

品種/年次	十七年	十八年	十九年
米	五万四千五百八十五石	四万三千四百七拾七石	五万三千二百八十二石
麦	二千七拾五石	二千七百六十九石	二千二百六十三石
大豆	四千五百七拾六石	四千六百四十九石	五千百七十二石
小豆	百六十石	百五十石	百二十壹石
菜種	三千六百壹石	四千三百七十九石	四千三百九十九石
蕎麦	四百四十八石	三百九十六石	四百五十四石

野菜 一 二万四千三百六十四駄 一 二万三千八十五駄 一 二万四千四百十二駄
部内重要ナル輸出品ノ高及金額ハ左ノ如シ。但、輸入品ハ特ニ掲クヘキモノナシ。

品種/年次	十七年	十八年
米	壹万九千六百九十五石 此金七万三千貳百九拾貳円	壹万四千四百九拾六石 此金五万七千九百貳拾五円
大豆	二千九拾九石 此金八千六百貳拾円	二千貳拾貳石 此金八千五百九拾四円
菜種	三千百四拾三石 此金壹万五千貳拾八円	三千四百貳十五石 此金壹万五千九拾七円
野菜	二万二千百十駄 此金壹万貳千貳拾五円	壹万九千七百九十壹駄 此金壹万九拾三円

品種/年次	十九年
米	壹万八千四百二十九石 此金七万八百貳拾壹円
大豆	二千四百九石 此金壹万五百七拾壹円
菜種	三千六百四十九石 此金壹万四千九百拾六円
野菜	貳万九百六拾貳駄 此金八千八百五拾六円

北會津郡の民度區域調（明治二〇年）とその作成に関わる史料

小作證書

国郡町村番地字

一、田（畑）何反歩

但、此小作米（大豆）一ヶ年何石

右之地所、何年何月ヨリ何年何月マテ何ヶ年間、借用仕候処実正也。依テハ、前但書之通り、小作米（大豆）、毎年、何月何日限御勘定可致候。若シ相滞候節ハ、保証人ニ於テ、無異儀差上可申候。尤、小作年限中ニ係ル諸税金ハ、悉皆貴殿方ニテ御引受相成度、為后日、證書如件。

年月日 郡村番地』

全

借用人 何誰印

保証人 何誰印

何誰殿』